

トピックス・インデックス・オープン

追加型投信 国内 株式 インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2023年12月29日）

この目論見書により行なうトピックス・インデックス・オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月28日に関東財務局長に提出しており、2023年12月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	18
4【手数料等及び税金】	22
5【運用状況】	26
第2【管理及び運営】	33
1【申込（販売）手続等】	33
2【換金（解約）手続等】	34
3【資産管理等の概要】	35
4【受益者の権利等】	38
第3【ファンドの経理状況】	39
1【財務諸表】	42
2【ファンドの現況】	111
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	112
第三部【委託会社等の情報】	113
第1【委託会社等の概況】	113
1【委託会社等の概況】	113
2【事業の内容及び営業の概況】	115
3【委託会社等の経理状況】	116
4【利害関係人との取引制限】	152
5【その他】	152
約款	153

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

トピックス・インデックス・オープン
(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
なお、当初元本は1口当り1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額[※]とします。

午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※ 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2023年12月29日から2024年12月26日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆わが国の株式を実質的な主要投資対象*とし、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行ないます。
- ◆東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

※ ファンドは、「トピックス・インデックスマザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、3,500 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(トピックス・インデックス・オープン)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本		日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	TOPIX (配当込み) その他 ()
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

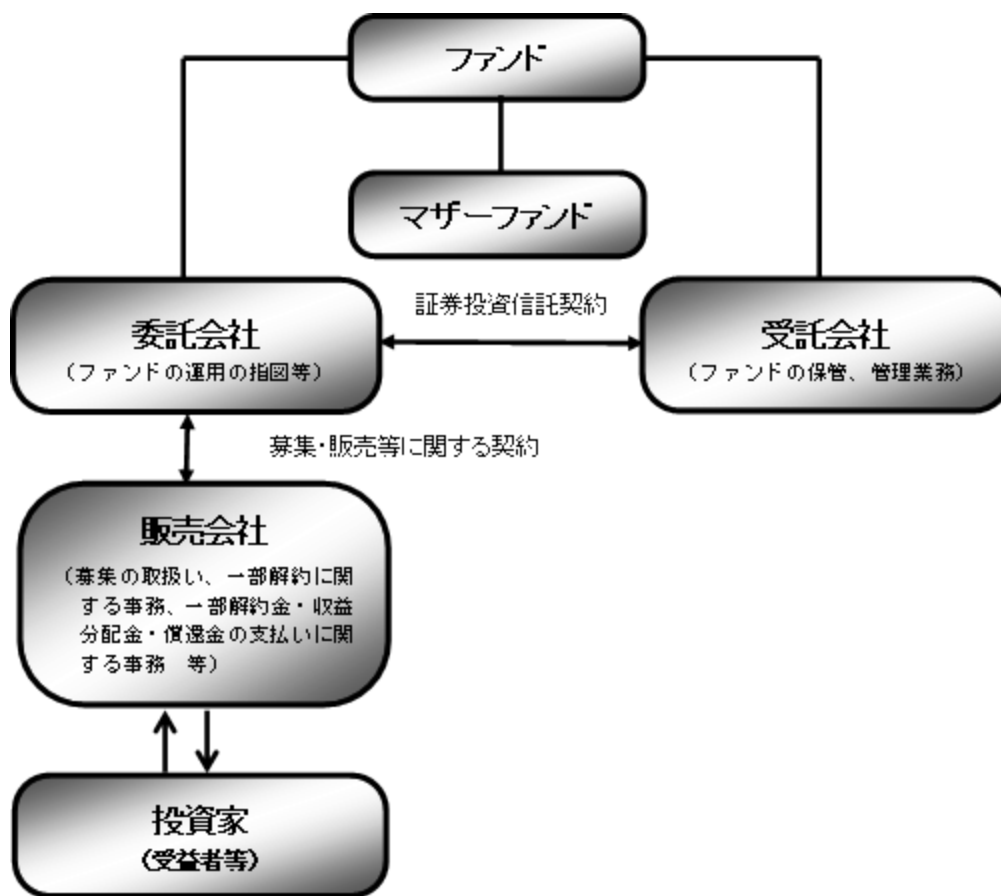
する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

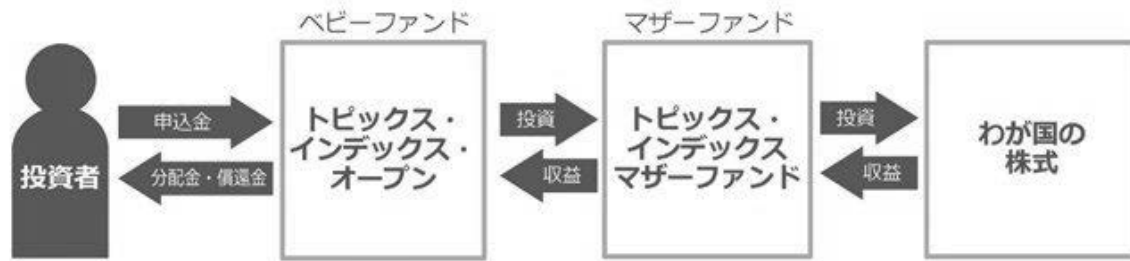
1988年9月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	トピックス・インデックス・オープン
マザーファンド (親投資信託)	トピックス・インデックスマザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年11月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

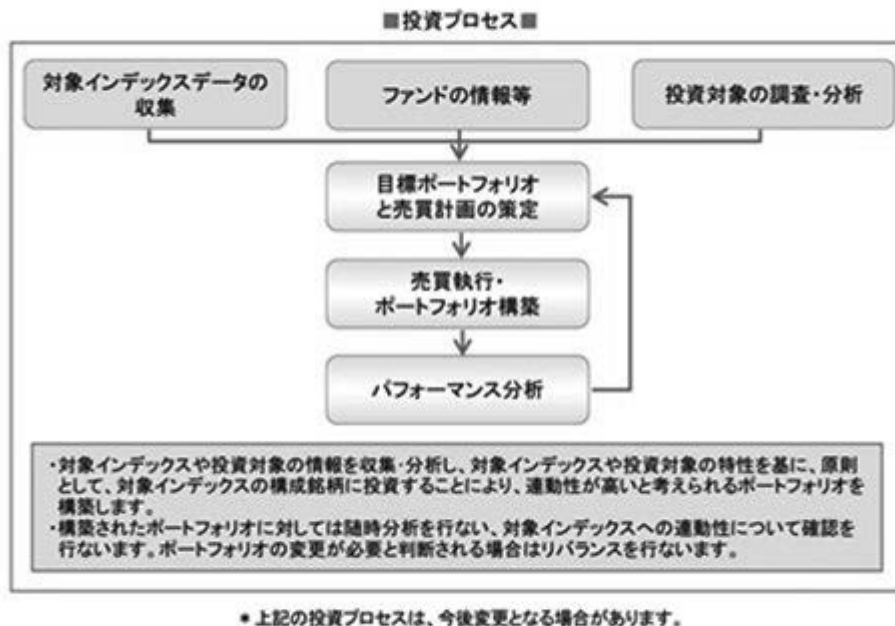
◆投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）にできるだけ連動させるため、マザーファンドにおいては、次のポートフォリオ管理を行いません。

○投資対象銘柄の中から、原則として 300 銘柄以上に分散投資を行いません。

○資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則としてポートフォリオにおける時価構成を東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行いません。

○株式の組入比率は高位を保ちます。

※東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社 J P X 総研が発表している株価指標で、日本の株式を対象に浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。日本の株式市場全体の動向を示す指標の 1 つです。



■指数の著作権等について■

- ① 配当込み TOPIX の指数値及び配当込み TOPIX に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込み TOPIX に関するすべての権利・ノウハウ及び配当込み TOPIX に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、配当込み TOPIX の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、配当込み TOPIX の指数値の算出若しくは公表の停止又は配当込み TOPIX に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、配当込み TOPIX の指数値及び配当込み TOPIX に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の配当込み TOPIX の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、配当込み TOPIX の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、配当込み TOPIX の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを配当込み TOPIX の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

ファンドは、わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「トピックス・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としま

す。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

① 有価証券の指図範囲(約款第 19 条第 1 項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトピックス・インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 4 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 5 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 金融商品の指図範囲(約款第 19 条第 2 項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2) 投資対象①有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ その他の投資対象

- 1 スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

「トピックス・インデックスマザーファンド」

運用の基本方針

約款第 11 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）にできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行いません。

- ① 投資対象銘柄の中から、原則として 300 銘柄以上に分散投資を行いません。
- ② 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則としてポートフォリオにおける時価構成を東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行いません。
- ③ 株式の組入比率は高位を保ちます。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

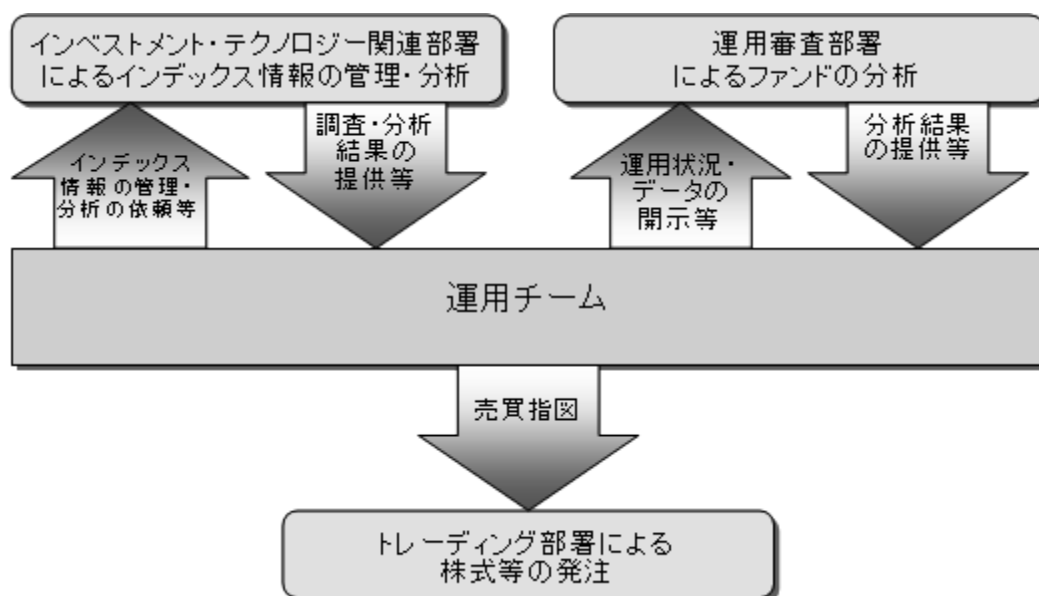
なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等は、約款第 14 条の範囲で行いません。
- ④ スワップ取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

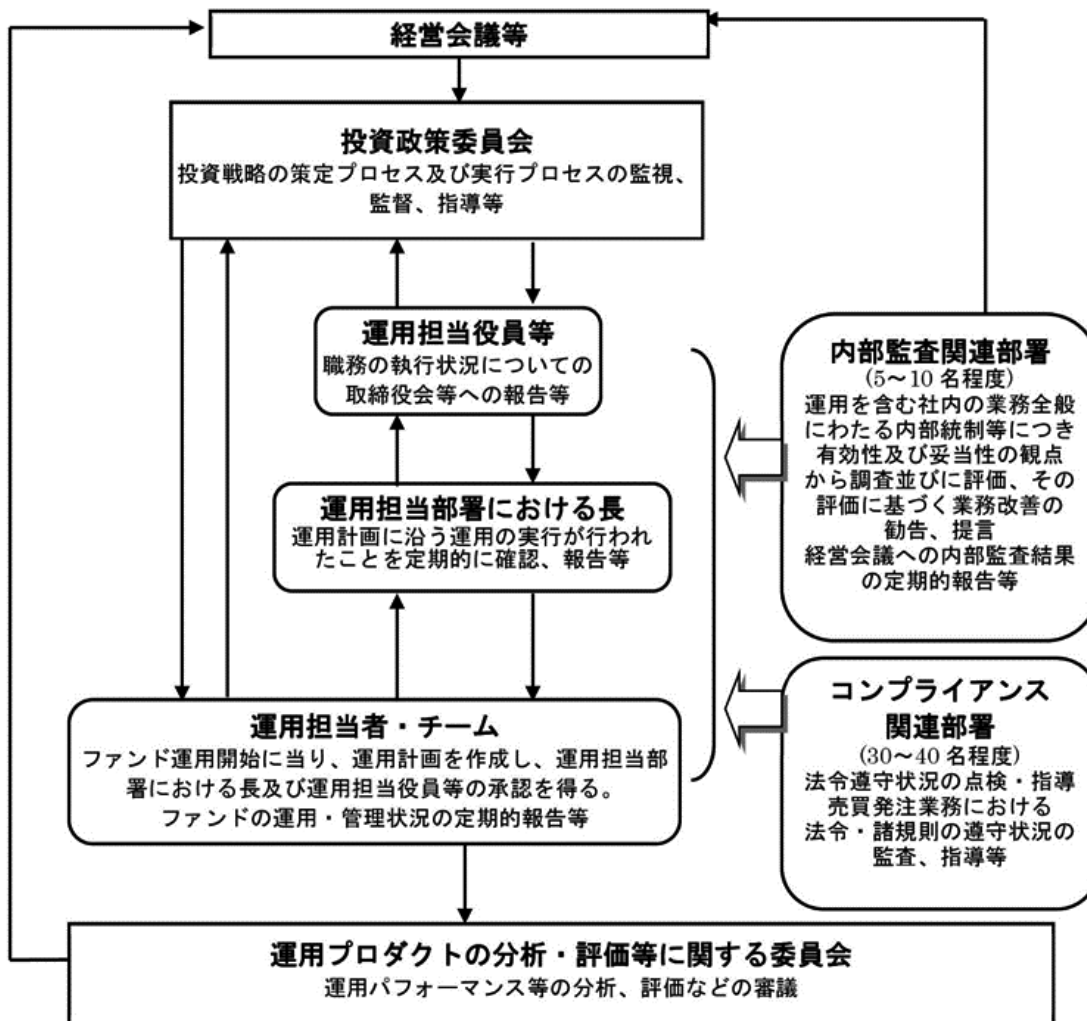
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、原則として利子・配当収入等を中心として委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

- ※ 利子・配当収入とは、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- * 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年9月29日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- ① マザーファンドへの投資割合（運用の基本方針 2 運用方法 (2) 受益証券への投資制限）
受益証券（マザーファンド）への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
（運用の基本方針 2 運用方法 (2) 受益証券への投資制限）
- ④ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第20条の2）
 - (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
 - (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以

下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 20 条の 3)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 資金の借入れ(約款第 24 条の 2)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (2) 受益証券への投資制限)

(マザーファンドの主な投資制限)

- ① 株式への投資割合(約款)
株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
(約款)
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合(約款)
同一銘柄の株式への投資割合は制限を設けません。
- ⑤ 有価証券の貸付(約款)
信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。
- ⑥ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

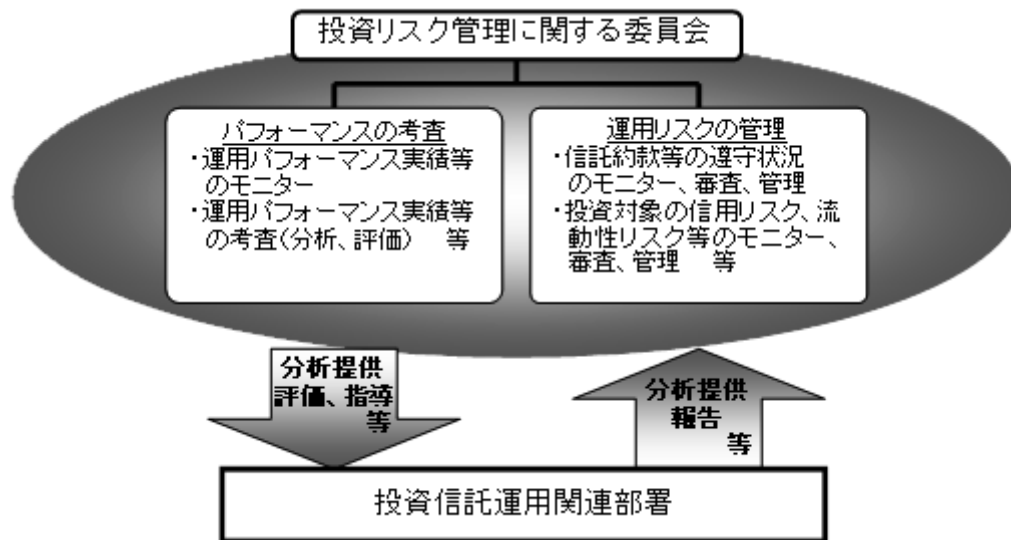
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

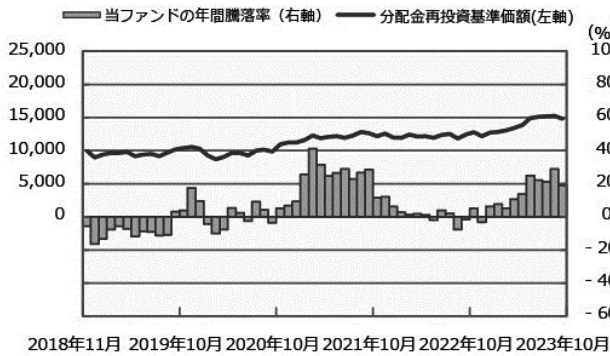
リスク管理体制図



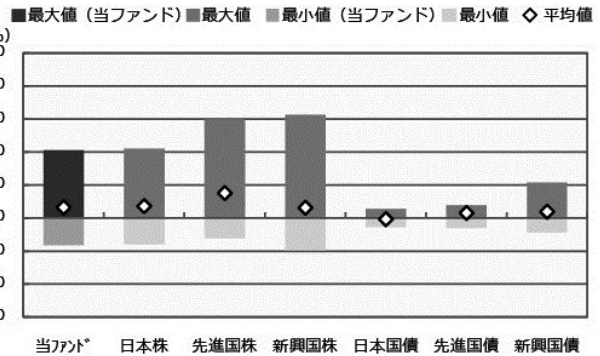
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 (2018年11月末～2023年10月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	41.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 16.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.5	7.2	15.2	6.3	△ 0.6	3.1	3.9

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェント、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると思われる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.682%（税抜年 0.62%）以内（2023年12月28日現在 年 0.682%（税抜年 0.62%））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年 0.27%	年 0.30%	年 0.05%

*上記配分は、2023年12月28日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する額は信託財産から支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税 15.315%および地方税 5%))の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315% (国税 15.315%および地方税 5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。(2023年10月末現在)

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

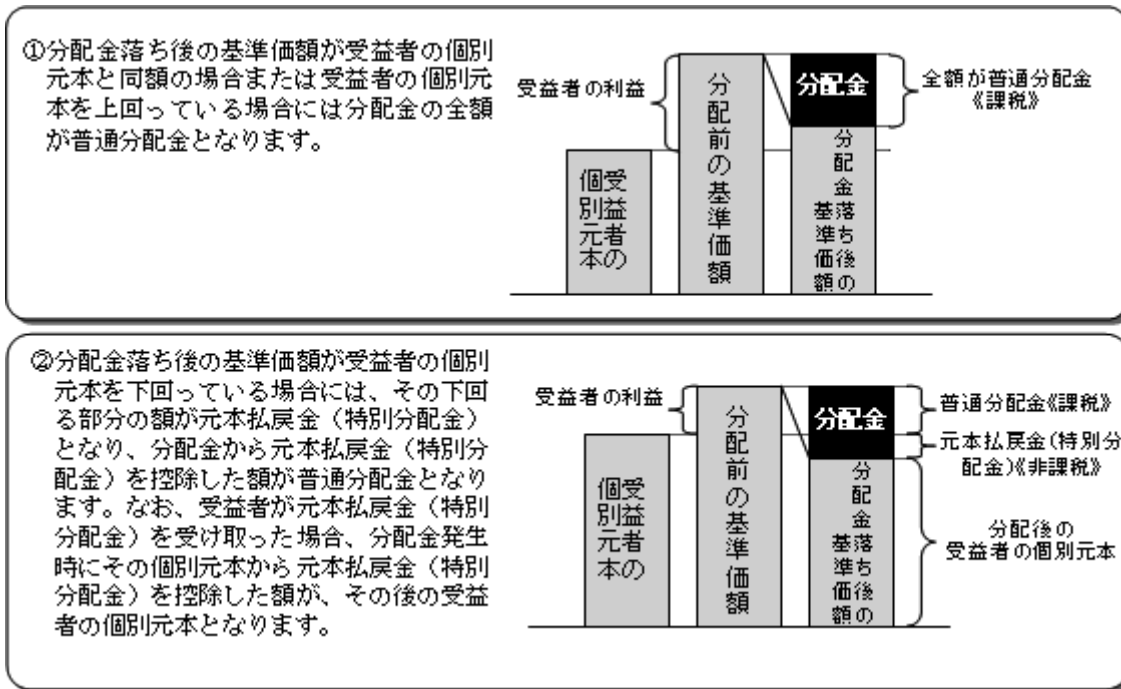
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年10月末現在）が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は2023年10月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

トピックス・インデックス・オープン

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	22,977,872,007	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,274,248	0.00
合計（純資産総額）		22,980,146,255	100.00

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	55,085,132,030	96.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,718,933,274	3.02
合計（純資産総額）		56,804,065,304	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,645,420,000	2.89

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

トピックス・インデックス・オープン

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	トピックス・インデックスマザーファンド	12,771,160,520	1.8544	23,682,840,069	1.7992	22,977,872,007	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	944,600	2,760.71	2,607,766,666	2,590.00	2,446,514,000	4.30
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	121,700	12,391.71	1,508,071,107	12,425.00	1,512,122,500	2.66

3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,061,100	1,297.08	1,376,331,588	1,257.00	1,333,802,700	2.34
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	17,200	55,411.24	953,073,328	58,150.00	1,000,180,000	1.76
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	5,132,000	181.45	931,201,400	176.80	907,337,600	1.59
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	120,500	7,543.57	909,000,185	7,220.00	870,010,000	1.53
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	120,200	7,386.27	887,830,352	6,955.00	835,991,000	1.47
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	84,500	9,779.61	826,377,045	9,477.00	800,806,500	1.40
9	日本	株式	三井物産	卸売業	137,100	5,662.47	776,324,941	5,417.00	742,670,700	1.30
10	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	36,400	20,936.11	762,074,404	19,755.00	719,082,000	1.26
11	日本	株式	信越化学工業	化学	156,300	4,519.51	706,400,764	4,468.00	698,348,400	1.22
12	日本	株式	任天堂	その他製品	108,600	6,223.58	675,880,788	6,221.00	675,600,600	1.18
13	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	122,300	5,634.85	689,142,226	5,373.00	657,117,900	1.15
14	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	419,500	1,750.53	734,347,335	1,506.50	631,976,750	1.11
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	152,700	4,765.16	727,639,932	4,063.00	620,420,100	1.09
16	日本	株式	KDDI	情報・通信業	133,300	4,714.47	628,438,851	4,487.00	598,117,100	1.05
17	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	228,700	2,635.74	602,793,738	2,545.50	582,155,850	1.02
18	日本	株式	第一三共	医薬品	150,300	4,184.27	628,895,781	3,858.00	579,857,400	1.02
19	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	130,900	4,813.36	630,068,824	4,333.00	567,189,700	0.99
20	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	167,500	3,623.06	606,862,550	3,343.00	559,952,500	0.98
21	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	85,100	6,423.36	546,627,936	6,124.00	521,152,400	0.91
22	日本	株式	HOYA	精密機器	34,200	15,417.68	527,284,656	14,335.00	490,257,000	0.86
23	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	277,600	1,763.91	489,661,416	1,705.00	473,308,000	0.83
24	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	93,600	5,018.60	469,740,960	4,857.00	454,615,200	0.80
25	日本	株式	ダイキン工業	機械	20,700	24,294.07	502,887,249	21,630.00	447,741,000	0.78
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	156,500	2,724.81	426,432,765	2,477.50	387,728,750	0.68
27	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	102,900	3,473.04	357,375,816	3,521.00	362,310,900	0.63
28	日本	株式	SMC	機械	5,200	68,428.41	355,827,732	68,680.00	357,136,000	0.62
29	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	62,700	5,977.23	374,772,321	5,493.00	344,411,100	0.60
30	日本	株式	丸紅	卸売業	151,700	2,445.63	371,003,148	2,178.00	330,402,600	0.58

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.39
		建設業	2.13
		食料品	3.45
		繊維製品	0.40
		パルプ・紙	0.18
		化学	5.77

	医薬品	4.69
	石油・石炭製品	0.45
	ゴム製品	0.67
	ガラス・土石製品	0.67
	鉄鋼	0.95
	非鉄金属	0.64
	金属製品	0.50
	機械	4.95
	電気機器	15.75
	輸送用機器	8.33
	精密機器	2.11
	その他製品	2.21
	電気・ガス業	1.39
	陸運業	2.80
	海運業	0.72
	空運業	0.44
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.63
	卸売業	6.99
	小売業	4.23
	銀行業	7.40
	証券、商品先物取引業	0.76
	保険業	2.45
	その他金融業	1.16
	不動産業	1.90
	サービス業	4.49
合 計		96.97

② 【投資不動産物件】

トピックス・インデックス・オープン

該当事項はありません。

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

トピックス・インデックス・オープン

該当事項はありません。

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2023年12月限)	買建	73	日本円	1,698,855,505	1,645,420,000	2.89

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

トピックス・インデックス・オープン

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第26 計算期間 (2014年9月29日)	25,350	25,591	0.5782	0.5837
第27 計算期間 (2015年9月29日)	22,044	22,265	0.5964	0.6024
第28 計算期間 (2016年9月29日)	21,323	21,523	0.5858	0.5913
第29 計算期間 (2017年9月29日)	22,826	23,044	0.7336	0.7406
第30 計算期間 (2018年10月1日)	22,772	23,000	0.8001	0.8081
第31 計算期間 (2019年9月30日)	19,899	20,054	0.7065	0.7120
第32 計算期間 (2020年9月29日)	19,421	19,603	0.7435	0.7505
第33 計算期間 (2021年9月29日)	21,560	21,771	0.9180	0.9270
第34 計算期間 (2022年9月29日)	19,654	19,839	0.8505	0.8585
第35 計算期間 (2023年9月29日)	23,566	23,798	1.0669	1.0774
2022年10月末日	20,397	—	0.8777	—
11月末日	20,870	—	0.9032	—
12月末日	19,804	—	0.8614	—
2023年1月末日	20,637	—	0.8990	—
2月末日	20,753	—	0.9070	—
3月末日	21,200	—	0.9219	—
4月末日	21,630	—	0.9462	—
5月末日	21,964	—	0.9798	—
6月末日	23,432	—	1.0532	—
7月末日	23,677	—	1.0684	—
8月末日	23,720	—	1.0723	—
9月末日	23,566	—	1.0669	—
10月末日	22,980	—	1.0343	—

②【分配の推移】

トピックス・インデックス・オープン

	計算期間	1口当たりの分配金
第26計算期間	2013年10月1日～2014年9月29日	0.0055円
第27計算期間	2014年9月30日～2015年9月29日	0.0060円
第28計算期間	2015年9月30日～2016年9月29日	0.0055円
第29計算期間	2016年9月30日～2017年9月29日	0.0070円
第30計算期間	2017年9月30日～2018年10月1日	0.0080円
第31計算期間	2018年10月2日～2019年9月30日	0.0055円
第32計算期間	2019年10月1日～2020年9月29日	0.0070円
第33計算期間	2020年9月30日～2021年9月29日	0.0090円
第34計算期間	2021年9月30日～2022年9月29日	0.0080円
第35計算期間	2022年9月30日～2023年9月29日	0.0105円

③【収益率の推移】

トピックス・インデックス・オープン

	計算期間	収益率
第26計算期間	2013年10月1日～2014年9月29日	13.5%
第27計算期間	2014年9月30日～2015年9月29日	4.2%
第28計算期間	2015年9月30日～2016年9月29日	△0.9%
第29計算期間	2016年9月30日～2017年9月29日	26.4%
第30計算期間	2017年9月30日～2018年10月1日	10.2%
第31計算期間	2018年10月2日～2019年9月30日	△11.0%
第32計算期間	2019年10月1日～2020年9月29日	6.2%
第33計算期間	2020年9月30日～2021年9月29日	24.7%
第34計算期間	2021年9月30日～2022年9月29日	△6.5%
第35計算期間	2022年9月30日～2023年9月29日	26.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

トピックス・インデックス・オープン

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第26計算期間	2013年10月1日～2014年9月29日	7,558,257,574	17,953,848,973	43,840,180,104
第27計算期間	2014年9月30日～2015年9月29日	6,572,624,399	13,450,217,475	36,962,587,028
第28計算期間	2015年9月30日～2016年9月29日	2,922,921,901	3,484,497,761	36,401,011,168
第29計算期間	2016年9月30日～2017年9月29日	2,252,897,455	7,539,715,340	31,114,193,283

第 30 計算期間	2017 年 9 月 30 日～2018 年 10 月 1 日	2,035,408,433	4,688,181,887	28,461,419,829
第 31 計算期間	2018 年 10 月 2 日～2019 年 9 月 30 日	1,878,679,116	2,174,552,472	28,165,546,473
第 32 計算期間	2019 年 10 月 1 日～2020 年 9 月 29 日	1,826,755,936	3,871,785,171	26,120,517,238
第 33 計算期間	2020 年 9 月 30 日～2021 年 9 月 29 日	1,659,125,503	4,294,177,904	23,485,464,837
第 34 計算期間	2021 年 9 月 30 日～2022 年 9 月 29 日	1,308,232,375	1,685,494,732	23,108,202,480
第 35 計算期間	2022 年 9 月 30 日～2023 年 9 月 29 日	1,318,395,495	2,337,041,465	22,089,556,510

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2023年10月31日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年9月	105 円
2022年9月	80 円
2021年9月	90 円
2020年9月	70 円
2019年9月	55 円
設定来累計	2,555 円

■ 主要な資産の状況

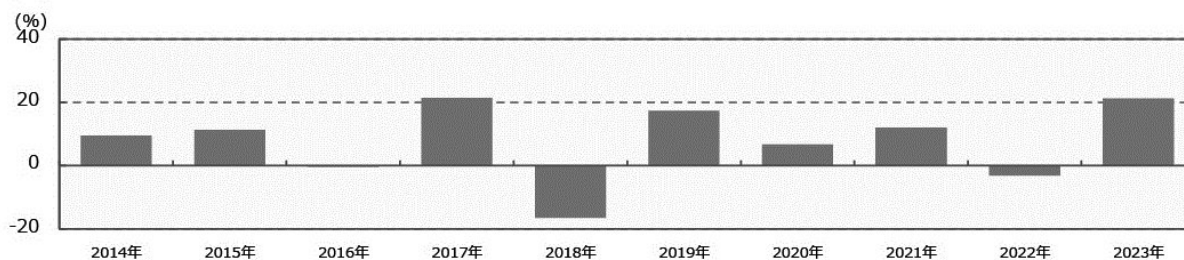
実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.3
2	ソニーグループ	電気機器	2.7
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.3
4	キーエンス	電気機器	1.8
5	日本電信電話	情報・通信業	1.6
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.5
7	三菱商事	卸売業	1.5
8	日立製作所	電気機器	1.4
9	三井物産	卸売業	1.3
10	東京エレクトロン	電気機器	1.3

実質的な業種別投資比率 (上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	電気機器	15.7
2	輸送用機器	8.3
3	情報・通信業	7.6
4	銀行業	7.4
5	卸売業	7.0

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

午後 3 時まで取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(4) 販売単位

「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(5) 販売価額

取得申込日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約^{*}を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

^{*}当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 換金単位

「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

(4) 換金価額

解約申込みの受付日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。

また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限^{*}を設ける場合があります。

※受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものに制限する場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として解約申込み受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日

の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8) 受益権の買取り (買取請求制)

買取単位、買取請求の受付け、買取価額、買取制限、買取代金の支払い、買取りの受け付けの中止および取り消しは、一部解約の実行の請求の場合と同様です。

※買取請求のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、受益権の管理方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用とならない場合があります。

また、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取り扱いとなります。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金 (解約) 手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※ 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(1988年9月30日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年9月30日から翌年9月29日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場

合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社で受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期計算期間(2022年9月30日から2023年9月29日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月8日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトピックス・インデックス・オープンの2022年9月30日から2023年9月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピックス・インデックス・オープンの2023年9月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【トピックス・インデックス・オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 34 期 (2022 年 9 月 29 日現在)	第 35 期 (2023 年 9 月 29 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	74,958,806	89,687,583
親投資信託受益証券	19,652,251,390	23,564,088,108
未収入金	184,865,620	231,940,343
流動資産合計	19,912,075,816	23,885,716,034
資産合計	19,912,075,816	23,885,716,034
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	184,865,619	231,940,343
未払解約金	2,946,642	8,482,760
未払受託者報酬	5,623,193	6,324,632
未払委託者報酬	64,104,231	72,100,749
未払利息	145	177
その他未払費用	337,326	379,415
流動負債合計	257,877,156	319,228,076
負債合計	257,877,156	319,228,076
純資産の部		
元本等		
元本	23,108,202,480	22,089,556,510
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,454,003,820	1,476,931,448
(分配準備積立金)	7,450,983,539	9,873,556,290
元本等合計	19,654,198,660	23,566,487,958
純資産合計	19,654,198,660	23,566,487,958
負債純資産合計	19,912,075,816	23,885,716,034

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 34 期 自 2021 年 9 月 30 日 至 2022 年 9 月 29 日	第 35 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日
営業収益		
受取利息	23	34
有価証券売買等損益	△1,248,445,618	5,311,125,733
営業収益合計	△1,248,445,595	5,311,125,767
営業費用		
支払利息	7,853	17,992
受託者報酬	11,285,780	11,892,434

委託者報酬	128,657,644	135,573,623
その他費用	677,023	713,423
営業費用合計	140,628,300	148,197,472
営業利益又は営業損失(△)	△1,389,073,895	5,162,928,295
経常利益又は経常損失(△)	△1,389,073,895	5,162,928,295
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,389,073,895	5,162,928,295
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△59,594,603	260,331,715
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,925,398,882	△3,454,003,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	139,628,013	346,392,111
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	139,628,013	346,392,111
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,888,040	86,113,080
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	153,888,040	86,113,080
分配金	184,865,619	231,940,343
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△3,454,003,820	1,476,931,448

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年9月30日から2023年9月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第34期 2022年9月29日現在	第35期 2023年9月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 23,108,202,480口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 22,089,556,510口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,454,003,820円	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0669円 (10,000口当たり純資産額) (10,669円)
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8505円 (10,000口当たり純資産額) (8,505円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第34期 自2021年9月30日 至2022年9月29日	第35期 自2022年9月30日 至2023年9月29日																								
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>354,368,946円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>4,516,436,648円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	354,368,946円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	4,516,436,648円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>504,945,556円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>2,878,544,281円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>4,723,878,273円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	504,945,556円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,878,544,281円	収益調整金額	C	4,723,878,273円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	354,368,946円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																							
収益調整金額	C	4,516,436,648円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	504,945,556円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,878,544,281円																							
収益調整金額	C	4,723,878,273円																							

分配準備積立金額	D	7,281,480,212 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,152,285,806 円
当ファンドの期末残存口数	F	23,108,202,480 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,258 円
10,000 口当たり分配金額	H	80 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	184,865,619 円

分配準備積立金額	D	6,722,006,796 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,829,374,906 円
当ファンドの期末残存口数	F	22,089,556,510 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,713 円
10,000 口当たり分配金額	H	105 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	231,940,343 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 34 期 自 2021 年 9 月 30 日 至 2022 年 9 月 29 日	第 35 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 34 期 2022 年 9 月 29 日現在	第 35 期 2023 年 9 月 29 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 34 期 自 2021 年 9 月 30 日	第 35 期 自 2022 年 9 月 30 日

至 2022 年 9 月 29 日	至 2023 年 9 月 29 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 34 期 自 2021 年 9 月 30 日 至 2022 年 9 月 29 日		第 35 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日	
期首元本額	23,485,464,837 円	期首元本額	23,108,202,480 円
期中追加設定元本額	1,308,232,375 円	期中追加設定元本額	1,318,395,495 円
期中一部解約元本額	1,685,494,732 円	期中一部解約元本額	2,337,041,465 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 34 期 自 2021 年 9 月 30 日 至 2022 年 9 月 29 日	第 35 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1,145,919,631	5,061,698,766
合計	△1,145,919,631	5,061,698,766

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 9 月 29 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 9 月 29 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	トピックス・インデックスマザーファンド	12,705,067,185	23,564,088,108	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 100.0%	12,705,067,185	23,564,088,108 100.0%	
	合計			23,564,088,108	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「トピックス・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月29日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,341,115,848
株式	56,380,562,950
未収入金	37,632,300
未収配当金	526,850,030
差入委託証拠金	67,411,300
流動資産合計	58,353,572,428
資産合計	58,353,572,428
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,743,475
未払金	36,583,940
未払解約金	237,900,317
未払利息	2,659
流動負債合計	291,230,391
負債合計	291,230,391
純資産の部	
元本等	
元本	31,305,213,764
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	26,757,128,273
元本等合計	58,062,342,037
純資産合計	58,062,342,037
負債純資産合計	58,353,572,428

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前

足説明	<p>提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
-----	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年9月29日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,8547円
(10,000口当たり純資産額)	(18,547円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月30日 至 2023年9月29日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月29日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月29日現在	
期首	2022年9月30日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	31,610,187,133円
同期中における追加設定元本額	2,086,632,952円
同期中における一部解約元本額	2,391,606,321円
期末元本額	31,305,213,764円

期末元本額の内訳*	
トピックス・インデックス・オープン	12,705,067,185 円
トピックス・インデックス・オープン (確定拠出年金向け)	18,600,146,579 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	900	3,940.00	3,546,000	
		ニッセイ	24,000	731.70	17,560,800	
		マルハニチロ	3,600	2,566.00	9,237,600	
		雪国まいたけ	2,000	899.00	1,798,000	
		カネコ種苗	700	1,459.00	1,021,300	
		サカタのタネ	2,700	4,345.00	11,731,500	
		ホクト	2,100	1,820.00	3,822,000	
		ホクリヨウ	200	1,145.00	229,000	
		住石ホールディングス	2,500	491.00	1,227,500	
		日鉄鉱業	1,000	5,010.00	5,010,000	
		三井松島ホールディングス	1,100	2,755.00	3,030,500	
		I N P E X	88,800	2,256.00	200,332,800	
		石油資源開発	2,800	5,630.00	15,764,000	
		K&Oエナジーグループ	1,100	2,618.00	2,879,800	
		ショーボンドホールディングス	3,300	5,876.00	19,390,800	
		ミライト・ワン	7,900	1,966.50	15,535,350	
		タマホーム	1,500	3,560.00	5,340,000	
		サンヨーホームズ	200	729.00	145,800	
		日本アクア	700	1,042.00	729,400	
		ファーストコーポレーション	400	790.00	316,000	
		ベステラ	300	1,007.00	302,100	
		R o b o t H o m e	4,700	204.00	958,800	
		キャンディル	300	567.00	170,100	
		ダイセキ環境ソリューション	300	1,174.00	352,200	
		第一カッター興業	600	1,288.00	772,800	
安藤・間	13,900	1,167.00	16,221,300			

東急建設	6,800	780.00	5,304,000
コムシスホールディングス	7,700	3,126.00	24,070,200
ビーアールホールディングス	3,800	367.00	1,394,600
高松コンストラクショングループ	1,600	2,666.00	4,265,600
東建コーポレーション	700	7,980.00	5,586,000
ソネック	200	970.00	194,000
ヤマウラ	1,200	1,247.00	1,496,400
オリエンタル白石	8,600	329.00	2,829,400
大成建設	15,700	5,261.00	82,597,700
大林組	60,100	1,316.50	79,121,650
清水建設	47,600	1,039.50	49,480,200
飛島建設	1,900	1,384.00	2,629,600
長谷工コーポレーション	17,300	1,907.00	32,991,100
松井建設	1,600	763.00	1,220,800
銭高組	100	3,715.00	371,500
鹿島建設	37,200	2,433.50	90,526,200
不動テトラ	1,200	2,007.00	2,408,400
大末建設	400	1,452.00	580,800
鉄建建設	1,200	2,127.00	2,552,400
西松建設	2,800	3,708.00	10,382,400
三井住友建設	13,500	411.00	5,548,500
大豊建設	700	3,945.00	2,761,500
佐田建設	700	530.00	371,000
ナカノフドー建設	800	432.00	345,600
奥村組	2,700	4,490.00	12,123,000
東鉄工業	2,300	2,938.00	6,757,400
イチケン	300	2,087.00	626,100
富士ピー・エス	500	464.00	232,000
浅沼組	1,300	3,590.00	4,667,000
戸田建設	20,700	809.60	16,758,720
熊谷組	2,800	3,525.00	9,870,000
北野建設	200	2,990.00	598,000
植木組	300	1,506.00	451,800
矢作建設工業	2,300	1,258.00	2,893,400
ピーエス三菱	2,100	835.00	1,753,500

日本ハウスホールディングス	3,600	376.00	1,353,600
新日本建設	2,400	1,228.00	2,947,200
東亜道路工業	700	5,340.00	3,738,000
日本道路	1,700	1,879.00	3,194,300
東亜建設工業	1,400	3,755.00	5,257,000
日本国土開発	4,800	664.00	3,187,200
若築建設	700	3,010.00	2,107,000
東洋建設	5,400	1,218.00	6,577,200
五洋建設	23,800	889.20	21,162,960
世紀東急工業	2,200	1,568.00	3,449,600
福田組	600	4,845.00	2,907,000
住友林業	14,500	3,806.00	55,187,000
日本基礎技術	700	499.00	349,300
巴コーポレーション	1,300	572.00	743,600
大和ハウス工業	46,400	4,015.00	186,296,000
ライト工業	3,100	2,063.00	6,395,300
積水ハウス	50,900	2,977.00	151,529,300
日特建設	1,600	1,092.00	1,747,200
北陸電気工事	1,200	1,029.00	1,234,800
ユアテック	3,700	960.00	3,552,000
日本リーテック	1,500	1,301.00	1,951,500
四電工	700	2,843.00	1,990,100
中電工	2,600	2,415.00	6,279,000
関電工	9,200	1,377.00	12,668,400
きんでん	11,800	2,176.00	25,676,800
東京エネシス	1,700	989.00	1,681,300
トーエネック	600	4,235.00	2,541,000
住友電設	1,600	2,774.00	4,438,400
日本電設工業	2,800	2,196.00	6,148,800
エクシオグループ	7,700	3,064.00	23,592,800
新日本空調	900	2,405.00	2,164,500
九電工	4,100	4,686.00	19,212,600
三機工業	3,600	1,623.00	5,842,800
日揮ホールディングス	16,600	2,079.50	34,519,700
中外炉工業	500	2,228.00	1,114,000

ヤマト	900	958.00	862,200
太平電業	1,000	4,070.00	4,070,000
高砂熱学工業	4,000	2,906.00	11,624,000
三晃金属工業	100	4,045.00	404,500
朝日工業社	700	2,431.00	1,701,700
明星工業	2,900	1,011.00	2,931,900
大氣社	1,900	4,520.00	8,588,000
ダイダン	2,200	1,485.00	3,267,000
日比谷総合設備	1,400	2,337.00	3,271,800
フィル・カンパニー	300	702.00	210,600
テスホールディングス	3,600	526.00	1,893,600
インフロニア・ホールディングス	17,600	1,548.00	27,244,800
レイズネクスト	2,400	1,454.00	3,489,600
ニッポン	4,500	2,173.00	9,778,500
日清製粉グループ本社	15,600	1,905.50	29,725,800
日東富士製粉	300	4,900.00	1,470,000
昭和産業	1,500	3,055.00	4,582,500
鳥越製粉	1,000	680.00	680,000
中部飼料	2,300	1,094.00	2,516,200
フィード・ワン	2,500	796.00	1,990,000
東洋精糖	200	1,970.00	394,000
日本甜菜製糖	1,000	1,915.00	1,915,000
DM三井製糖ホールディングス	1,700	3,010.00	5,117,000
塩水港精糖	1,300	261.00	339,300
ウェルネオシュガー	900	2,073.00	1,865,700
森永製菓	3,000	5,402.00	16,206,000
中村屋	400	3,085.00	1,234,000
江崎グリコ	4,800	4,105.00	19,704,000
名糖産業	700	1,611.00	1,127,700
井村屋グループ	900	2,264.00	2,037,600
不二家	1,200	2,544.00	3,052,800
山崎製パン	11,300	2,748.00	31,052,400
第一屋製パン	200	452.00	90,400
モロゾフ	500	3,675.00	1,837,500
亀田製菓	1,100	4,095.00	4,504,500

寿スピリッツ	9,000	2,417.00	21,753,000
カルビー	7,700	2,844.00	21,898,800
森永乳業	3,100	5,627.00	17,443,700
六甲バター	1,200	1,381.00	1,657,200
ヤクルト本社	24,100	3,633.00	87,555,300
明治ホールディングス	20,700	3,716.00	76,921,200
雪印メグミルク	4,100	2,293.00	9,401,300
プリマハム	2,300	2,453.00	5,641,900
日本ハム	6,600	4,471.00	29,508,600
林兼産業	300	558.00	167,400
丸大食品	1,700	1,668.00	2,835,600
S F o o d s	1,900	3,345.00	6,355,500
柿安本店	700	2,479.00	1,735,300
伊藤ハム米久ホールディングス	2,580	4,050.00	10,449,000
サッポロホールディングス	5,600	4,757.00	26,639,200
アサヒグループホールディングス	39,000	5,590.00	218,010,000
キリンホールディングス	70,200	2,093.00	146,928,600
宝ホールディングス	11,500	1,201.00	13,811,500
オエノンホールディングス	5,000	424.00	2,120,000
養命酒製造	600	1,845.00	1,107,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールデ	13,200	1,966.00	25,951,200
ライフドリンク カンパニー	300	3,780.00	1,134,000
サントリー食品インターナショナル	11,900	4,550.00	54,145,000
ダイドーグループホールディングス	1,000	5,510.00	5,510,000
伊藤園	5,700	4,809.00	27,411,300
キーコーヒー	1,900	2,023.00	3,843,700
ユニカフェ	400	953.00	381,200
ジャパンフーズ	200	1,118.00	223,600
日清オイリオグループ	2,400	4,185.00	10,044,000
不二製油グループ本社	3,900	2,267.50	8,843,250
かどや製油	100	3,500.00	350,000
J-オイルミルズ	1,700	1,784.00	3,032,800
キッコーマン	11,200	7,844.00	87,852,800
味の素	40,700	5,764.00	234,594,800

ブルドックソース	900	2,083.00	1,874,700
キューピー	9,100	2,403.50	21,871,850
ハウス食品グループ本社	5,200	3,120.00	16,224,000
カゴメ	7,300	3,245.00	23,688,500
焼津水産化学工業	400	1,318.00	527,200
アリアケジャパン	1,500	5,074.00	7,611,000
ピエトロ	200	1,842.00	368,400
エバラ食品工業	500	2,945.00	1,472,500
やまみ	100	2,023.00	202,300
ニチレイ	7,700	3,285.00	25,294,500
東洋水産	8,500	5,865.00	49,852,500
イトアンドホールディングス	800	2,067.00	1,653,600
大冷	100	1,966.00	196,600
ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,100	1,154.00	1,269,400
日清食品ホールディングス	5,900	12,425.00	73,307,500
永谷園ホールディングス	800	2,229.00	1,783,200
一正蒲鉾	500	767.00	383,500
フジッコ	1,700	1,928.00	3,277,600
ロック・フィールド	1,900	1,614.00	3,066,600
日本たばこ産業	102,500	3,440.00	352,600,000
ケンコーマヨネーズ	1,200	1,457.00	1,748,400
わらべや日洋ホールディングス	1,200	2,826.00	3,391,200
なとり	1,100	1,976.00	2,173,600
イフジ産業	200	1,599.00	319,800
ファーマフーズ	2,400	1,523.00	3,655,200
ユーグレナ	10,500	797.00	8,368,500
紀文食品	1,300	1,128.00	1,466,400
ピックルスホールディングス	1,000	1,313.00	1,313,000
ミヨシ油脂	400	1,175.00	470,000
理研ビタミン	1,500	2,217.00	3,325,500
片倉工業	1,600	1,746.00	2,793,600
グンゼ	1,200	4,510.00	5,412,000
東洋紡	7,400	1,077.50	7,973,500
ユニチカ	5,200	205.00	1,066,000

富士紡ホールディングス	700	3,595.00	2,516,500
倉敷紡績	1,300	2,440.00	3,172,000
シキボウ	600	1,091.00	654,600
日本毛織	4,500	1,346.00	6,057,000
ダイトウボウ	1,900	93.00	176,700
トーア紡コーポレーション	400	458.00	183,200
ダイドーリミテッド	1,600	295.00	472,000
帝国繊維	1,900	1,934.00	3,674,600
帝人	16,500	1,453.00	23,974,500
東レ	114,900	778.00	89,392,200
住江織物	200	2,259.00	451,800
日本フェルト	600	428.00	256,800
イチカワ	100	1,551.00	155,100
日東製網	100	1,518.00	151,800
アツギ	700	437.00	305,900
ダイニック	300	825.00	247,500
セーレン	3,300	2,343.00	7,731,900
ソトー	400	758.00	303,200
東海染工	100	1,056.00	105,600
小松マテーレ	2,500	747.00	1,867,500
ワコールホールディングス	3,100	3,380.00	10,478,000
ホギメディカル	2,300	3,195.00	7,348,500
クラウドディアホールディングス	300	502.00	150,600
T S I ホールディングス	5,800	810.00	4,698,000
マツオカコーポレーション	300	1,703.00	510,900
ワールド	2,200	1,640.00	3,608,000
三陽商会	400	1,997.00	798,800
ナイガイ	400	285.00	114,000
オンワードホールディングス	11,100	522.00	5,794,200
ルックホールディングス	400	2,003.00	801,200
ゴールドウイン	3,000	10,140.00	30,420,000
デサント	3,000	4,285.00	12,855,000
キング	500	665.00	332,500
ヤマトインターナショナル	900	323.00	290,700
特種東海製紙	800	3,420.00	2,736,000

王子ホールディングス	71,500	629.00	44,973,500
日本製紙	8,900	1,348.00	11,997,200
三菱製紙	1,400	604.00	845,600
北越コーポレーション	10,800	1,085.00	11,718,000
中越パルプ工業	500	1,396.00	698,000
巴川製紙所	400	682.00	272,800
大王製紙	7,600	1,224.00	9,302,400
阿波製紙	300	512.00	153,600
レンゴー	15,600	1,026.00	16,005,600
トーマク	1,000	2,454.00	2,454,000
ザ・バック	1,300	3,155.00	4,101,500
北の達人コーポレーション	7,200	239.00	1,720,800
クラレ	25,000	1,771.00	44,275,000
旭化成	107,100	939.90	100,663,290
共和レザー	700	683.00	478,100
レゾナック・ホールディングス	16,600	2,505.00	41,583,000
住友化学	127,300	407.00	51,811,100
住友精化	700	4,530.00	3,171,000
日産化学	8,100	6,359.00	51,507,900
ラサ工業	700	2,065.00	1,445,500
クレハ	1,400	8,320.00	11,648,000
多木化学	700	3,770.00	2,639,000
テイカ	1,200	1,370.00	1,644,000
石原産業	3,100	1,481.00	4,591,100
片倉コープアグリ	200	1,146.00	229,200
日本曹達	1,800	5,500.00	9,900,000
東ソー	22,900	1,918.00	43,922,200
トクヤマ	5,500	2,350.00	12,925,000
セントラル硝子	2,800	2,965.00	8,302,000
東亜合成	8,600	1,344.00	11,558,400
大阪ソーダ	1,000	6,450.00	6,450,000
関東電化工業	3,300	874.00	2,884,200
デンカ	6,200	2,703.00	16,758,600
信越化学工業	142,600	4,343.00	619,311,800
日本カーバイド工業	400	1,745.00	698,000

堺化学工業	1,300	2,069.00	2,689,700
第一稀元素化学工業	1,600	953.00	1,524,800
エア・ウォーター	16,200	1,863.00	30,180,600
日本酸素ホールディングス	16,600	3,545.00	58,847,000
日本化学工業	600	1,955.00	1,173,000
東邦アセチレン	200	1,575.00	315,000
日本パーカライジング	8,500	1,106.00	9,401,000
高压ガス工業	2,500	757.00	1,892,500
チタン工業	100	1,405.00	140,500
四国化成ホールディングス	2,200	1,652.00	3,634,400
戸田工業	400	1,915.00	766,000
ステラ ケミファ	1,000	3,105.00	3,105,000
保土谷化学工業	500	3,180.00	1,590,000
日本触媒	2,600	5,430.00	14,118,000
大日精化工業	1,200	2,272.00	2,726,400
カネカ	3,900	3,882.00	15,139,800
三菱瓦斯化学	12,800	2,012.50	25,760,000
三井化学	14,100	3,877.00	54,665,700
J S R	16,000	4,017.00	64,272,000
東京応化工業	2,700	8,896.00	24,019,200
大阪有機化学工業	1,400	2,526.00	3,536,400
三菱ケミカルグループ	115,800	942.70	109,164,660
KHネオケム	2,600	2,295.00	5,967,000
ダイセル	23,900	1,251.00	29,898,900
住友ベークライト	2,500	6,523.00	16,307,500
積水化学工業	34,800	2,153.00	74,924,400
日本ゼオン	10,300	1,563.00	16,098,900
アイカ工業	4,300	3,337.00	14,349,100
U B E	8,800	2,521.50	22,189,200
積水樹脂	2,400	2,385.00	5,724,000
タキロンシーアイ	3,700	574.00	2,123,800
旭有機材	1,100	3,695.00	4,064,500
ニチバン	1,100	1,829.00	2,011,900
リケンテクノス	3,700	715.00	2,645,500
大倉工業	800	2,593.00	2,074,400

積水化成成品工業	2,400	463.00	1,111,200
群栄化学工業	400	3,320.00	1,328,000
タイガースポリマー	500	700.00	350,000
ミライアル	400	1,405.00	562,000
ダイキアクシス	500	733.00	366,500
ダイキョーニシカワ	3,800	805.00	3,059,000
竹本容器	400	811.00	324,400
森六ホールディングス	900	2,245.00	2,020,500
恵和	1,200	1,415.00	1,698,000
日本化薬	13,100	1,249.50	16,368,450
カーリットホールディングス	1,500	955.00	1,432,500
日本精化	1,000	2,591.00	2,591,000
扶桑化学工業	1,600	3,930.00	6,288,000
トリケミカル研究所	2,300	3,100.00	7,130,000
ADEKA	6,000	2,556.50	15,339,000
日油	5,300	5,976.00	31,672,800
新日本理化	1,600	232.00	371,200
ハリマ化成グループ	800	825.00	660,000
花王	38,800	5,551.00	215,378,800
第一工業製薬	600	1,740.00	1,044,000
石原ケミカル	800	1,594.00	1,275,200
日華化学	500	903.00	451,500
ニイタカ	200	2,085.00	417,000
三洋化成工業	1,100	4,095.00	4,504,500
有機合成薬品工業	800	300.00	240,000
大日本塗料	2,100	970.00	2,037,000
日本ペイントホールディングス	91,100	1,006.00	91,646,600
関西ペイント	13,800	2,137.50	29,497,500
神東塗料	1,000	134.00	134,000
中国塗料	2,800	1,355.00	3,794,000
日本特殊塗料	700	1,324.00	926,800
藤倉化成	2,300	467.00	1,074,100
太陽ホールディングス	2,600	2,564.00	6,666,400
D I C	6,700	2,428.50	16,270,950
サカティンクス	3,800	1,288.00	4,894,400

東洋インキSCホールディングス	3,700	2,338.00	8,650,600
T&K TOKA	1,500	1,429.00	2,143,500
富士フイルムホールディングス	33,000	8,658.00	285,714,000
資生堂	35,900	5,250.00	188,475,000
ライオン	22,500	1,476.00	33,210,000
高砂香料工業	1,200	3,010.00	3,612,000
マンダム	3,700	1,380.00	5,106,000
ミルボン	2,300	4,161.00	9,570,300
ファンケル	7,500	2,284.00	17,130,000
コーセー	3,500	10,855.00	37,992,500
コタ	1,600	1,590.00	2,544,000
シーボン	100	1,535.00	153,500
ポーラ・オルビスホールディングス	8,800	1,796.50	15,809,200
ノエビアホールディングス	1,500	5,290.00	7,935,000
アジュバンホールディングス	300	930.00	279,000
新日本製薬	1,000	1,528.00	1,528,000
アクシージア	900	1,029.00	926,100
エスデー	1,300	1,492.00	1,939,600
アグロ カネショウ	700	1,354.00	947,800
コニシ	2,900	2,280.00	6,612,000
長谷川香料	3,300	3,050.00	10,065,000
星光PMC	700	1,069.00	748,300
小林製薬	5,000	6,675.00	33,375,000
荒川化学工業	1,500	1,017.00	1,525,500
メック	1,400	3,700.00	5,180,000
日本高純度化学	400	2,619.00	1,047,600
タカラバイオ	4,600	1,383.00	6,361,800
JCU	1,900	3,110.00	5,909,000
新田ゼラチン	700	709.00	496,300
OATアグリオ	400	1,749.00	699,600
デクセリアルズ	4,700	3,690.00	17,343,000
アース製薬	1,600	4,920.00	7,872,000
北興化学工業	1,700	952.00	1,618,400
大成ラミック	500	2,981.00	1,490,500
クミアイ化学工業	6,800	1,108.00	7,534,400

日本農薬	3,100	657.00	2,036,700
アキレス	1,100	1,441.00	1,585,100
有沢製作所	2,800	1,060.00	2,968,000
日東電工	12,500	9,808.00	122,600,000
レック	2,400	947.00	2,272,800
三光合成	2,200	710.00	1,562,000
きもと	1,700	186.00	316,200
藤森工業	1,400	3,715.00	5,201,000
前澤化成工業	1,100	1,514.00	1,665,400
未来工業	600	3,435.00	2,061,000
ウェーブロックホールディングス	300	647.00	194,100
J S P	1,200	2,043.00	2,451,600
エフピコ	3,200	2,402.50	7,688,000
天馬	1,400	2,387.00	3,341,800
信越ポリマー	3,200	1,338.00	4,281,600
東リ	2,600	366.00	951,600
ニフコ	6,200	3,869.00	23,987,800
バルカー	1,400	4,140.00	5,796,000
ユニ・チャーム	35,800	5,291.00	189,417,800
ショーエイコーポレーション	300	602.00	180,600
協和キリン	20,800	2,604.00	54,163,200
武田薬品工業	152,000	4,641.00	705,432,000
アステラス製薬	162,300	2,074.00	336,610,200
住友ファーマ	12,700	535.70	6,803,390
塩野義製薬	21,700	6,686.00	145,086,200
わかもと製薬	1,100	223.00	245,300
日本新薬	4,000	6,329.00	25,316,000
中外製薬	53,800	4,624.00	248,771,200
科研製薬	2,900	3,500.00	10,150,000
エーザイ	20,900	8,304.00	173,553,600
ロート製薬	16,600	4,055.00	67,313,000
小野薬品工業	33,100	2,868.00	94,930,800
久光製薬	3,800	5,447.00	20,698,600
持田製薬	2,000	3,335.00	6,670,000
参天製薬	31,300	1,373.50	42,990,550

扶桑薬品工業	500	1,971.00	985,500
日本ケミファ	100	1,872.00	187,200
ツムラ	5,400	2,780.00	15,012,000
キッセイ薬品工業	2,500	3,390.00	8,475,000
生化学工業	3,300	808.00	2,666,400
栄研化学	2,800	1,366.00	3,824,800
鳥居薬品	900	3,870.00	3,483,000
JCRファーマ	5,800	1,495.50	8,673,900
東和薬品	2,600	2,841.00	7,386,600
富士製薬工業	1,300	1,166.00	1,515,800
ゼリア新薬工業	2,400	2,219.00	5,325,600
そーせいグループ	5,500	1,492.00	8,206,000
第一三共	149,600	4,106.00	614,257,600
杏林製薬	3,700	1,831.00	6,774,700
大幸薬品	3,500	353.00	1,235,500
ダイト	1,300	2,350.00	3,055,000
大塚ホールディングス	35,700	5,313.00	189,674,100
大正製薬ホールディングス	3,800	6,163.00	23,419,400
ペプチドリーム	8,300	1,611.00	13,371,300
あすか製薬ホールディングス	1,800	1,696.00	3,052,800
サワイグループホールディングス	3,900	4,578.00	17,854,200
日本コークス工業	15,500	123.00	1,906,500
ニチレキ	2,000	1,998.00	3,996,000
ユシロ化学工業	900	1,544.00	1,389,600
ビーピー・カストロール	400	925.00	370,000
富士石油	3,500	343.00	1,200,500
MORESCO	400	1,190.00	476,000
出光興産	19,100	3,438.00	65,665,800
ENEOSホールディングス	291,400	589.90	171,896,860
コスモエネルギーホールディングス	6,800	5,260.00	35,768,000
横浜ゴム	8,700	3,112.00	27,074,400
TOYO TIRE	9,900	2,302.00	22,789,800
ブリヂストン	50,300	5,829.00	293,198,700
住友ゴム工業	16,800	1,651.00	27,736,800
藤倉コンポジット	800	1,175.00	940,000

オカモト	900	5,070.00	4,563,000
フコク	900	1,437.00	1,293,300
ニッタ	1,700	3,320.00	5,644,000
住友理工	3,300	1,118.00	3,689,400
三ツ星ベルト	2,500	4,590.00	11,475,000
バンドー化学	2,500	1,641.00	4,102,500
日東紡績	1,900	3,490.00	6,631,000
A G C	16,000	5,244.00	83,904,000
日本板硝子	8,800	809.00	7,119,200
石塚硝子	200	2,698.00	539,600
日本山村硝子	400	1,792.00	716,800
日本電気硝子	7,000	2,786.00	19,502,000
オハラ	800	1,298.00	1,038,400
住友大阪セメント	2,400	3,673.00	8,815,200
太平洋セメント	10,900	2,650.00	28,885,000
日本ヒューム	1,500	871.00	1,306,500
日本コンクリート工業	3,300	328.00	1,082,400
三谷セキサン	700	4,615.00	3,230,500
アジアパイルホールディングス	2,700	699.00	1,887,300
東海カーボン	15,800	1,171.00	18,501,800
日本カーボン	900	4,555.00	4,099,500
東洋炭素	1,200	5,420.00	6,504,000
ノリタケカンパニーリミテド	900	6,220.00	5,598,000
TOTO	11,300	3,863.00	43,651,900
日本碍子	20,000	1,982.00	39,640,000
日本特殊陶業	13,100	3,384.00	44,330,400
ダントーホールディングス	800	800.00	640,000
MARUWA	600	23,480.00	14,088,000
品川リフラクトリーズ	2,400	1,525.00	3,660,000
黒崎播磨	400	9,630.00	3,852,000
ヨータイ	900	1,457.00	1,311,300
東京窯業	1,000	335.00	335,000
ニッカトー	500	615.00	307,500
フジミインコーポレーテッド	4,100	3,005.00	12,320,500
クニミネ工業	300	1,037.00	311,100

エーアンドエーマテリアル	200	1,135.00	227,000
ニチアス	4,300	3,065.00	13,179,500
ニチハ	2,200	2,943.00	6,474,600
日本製鉄	79,100	3,505.00	277,245,500
神戸製鋼所	35,500	1,949.00	69,189,500
中山製鋼所	3,600	905.00	3,258,000
合同製鐵	900	4,590.00	4,131,000
JFEホールディングス	49,100	2,191.00	107,578,100
東京製鐵	5,000	1,685.00	8,425,000
共英製鋼	2,000	1,990.00	3,980,000
大和工業	2,900	7,146.00	20,723,400
東京鐵鋼	800	3,530.00	2,824,000
大阪製鐵	800	1,841.00	1,472,800
淀川製鋼所	2,000	3,545.00	7,090,000
中部鋼板	1,500	2,093.00	3,139,500
丸一鋼管	5,400	3,720.00	20,088,000
モリ工業	300	3,955.00	1,186,500
大同特殊鋼	2,200	6,081.00	13,378,200
日本高周波鋼業	400	623.00	249,200
日本冶金工業	1,300	4,645.00	6,038,500
山陽特殊製鋼	1,700	2,946.00	5,008,200
愛知製鋼	1,000	3,910.00	3,910,000
日本金属	300	893.00	267,900
大平洋金属	1,300	1,402.00	1,822,600
新日本電工	8,800	304.00	2,675,200
栗本鐵工所	800	2,758.00	2,206,400
虹技	100	1,455.00	145,500
日本鑄鐵管	100	1,151.00	115,100
三菱製鋼	1,100	1,510.00	1,661,000
日亜鋼業	1,200	309.00	370,800
日本精線	200	4,770.00	954,000
エンビプロ・ホールディングス	800	679.00	543,200
シンニッタン	1,300	247.00	321,100
新家工業	300	2,819.00	845,700
大紀アルミニウム工業所	2,500	1,306.00	3,265,000

日本軽金属ホールディングス	4,800	1,683.00	8,078,400
三井金属鉱業	5,100	3,795.00	19,354,500
東邦亜鉛	1,000	1,636.00	1,636,000
三菱マテリアル	11,800	2,419.00	28,544,200
住友金属鉱山	20,500	4,399.00	90,179,500
DOWAホールディングス	4,000	4,651.00	18,604,000
古河機械金属	2,600	1,680.00	4,368,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	2,600	3,045.00	7,917,000
東邦チタニウム	3,200	1,793.00	5,737,600
UACJ	2,500	3,140.00	7,850,000
CKサンエツ	400	3,600.00	1,440,000
古河電気工業	5,900	2,382.00	14,053,800
住友電気工業	61,000	1,801.50	109,891,500
フジクラ	18,900	1,201.50	22,708,350
SWCC	2,000	2,129.00	4,258,000
タツタ電線	3,600	700.00	2,520,000
カナレ電気	200	1,466.00	293,200
平河ヒューテック	1,000	1,415.00	1,415,000
リョービ	1,900	3,040.00	5,776,000
アーレスティ	1,300	851.00	1,106,300
AREホールディングス	7,100	1,897.00	13,468,700
稲葉製作所	900	1,546.00	1,391,400
宮地エンジニアリンググループ	1,000	3,050.00	3,050,000
トーカロ	4,700	1,362.00	6,401,400
アルファC o	400	1,640.00	656,000
SUMCO	31,400	1,949.00	61,198,600
川田テクノロジーズ	400	6,260.00	2,504,000
RS Technologies	1,200	2,857.00	3,428,400
ジェイテックコーポレーション	200	2,580.00	516,000
信和	700	758.00	530,600
東洋製罐グループホールディングス	10,500	2,447.50	25,698,750
ホッカンホールディングス	900	1,509.00	1,358,100
コロナ	1,000	945.00	945,000
横河ブリッジホールディングス	2,200	2,794.00	6,146,800
駒井ハルテック	200	1,973.00	394,600

高田機工	100	3,300.00	330,000
三和ホールディングス	16,300	1,988.00	32,404,400
文化シャッター	5,100	1,106.00	5,640,600
三協立山	2,000	944.00	1,888,000
アルインコ	1,300	1,073.00	1,394,900
東洋シャッター	300	638.00	191,400
L I X I L	25,700	1,741.50	44,756,550
日本ファイルコン	800	474.00	379,200
ノーリツ	2,900	1,586.00	4,599,400
長府製作所	1,800	2,096.00	3,772,800
リンナイ	9,600	2,800.00	26,880,000
ダイニチ工業	600	737.00	442,200
日東精工	2,600	596.00	1,549,600
三洋工業	100	2,094.00	209,400
岡部	3,200	751.00	2,403,200
ジーテクト	2,000	1,820.00	3,640,000
東ブレ	3,100	1,697.00	5,260,700
高周波熱錬	2,700	1,001.00	2,702,700
東京製綱	1,000	1,360.00	1,360,000
サンコール	1,000	490.00	490,000
モリテック スチール	900	319.00	287,100
パイオラックス	2,400	2,288.00	5,491,200
エイチワン	1,800	875.00	1,575,000
日本発條	15,600	1,144.00	17,846,400
中央発條	1,300	808.00	1,050,400
アドバネクス	100	1,003.00	100,300
立川ブラインド工業	800	1,414.00	1,131,200
三益半導体工業	1,400	2,781.00	3,893,400
日本ドライケミカル	300	2,091.00	627,300
日本製鋼所	4,800	2,777.00	13,329,600
三浦工業	7,200	3,010.00	21,672,000
タクマ	5,300	1,548.00	8,204,400
ツガミ	3,800	1,160.00	4,408,000
オークマ	1,700	6,575.00	11,177,500
芝浦機械	1,700	4,120.00	7,004,000

アマダ	27,600	1,504.50	41,524,200
アイダエンジニアリング	3,600	1,003.00	3,610,800
TAKI SAWA	300	2,595.00	778,500
FUJ I	7,500	2,324.00	17,430,000
牧野フライス製作所	1,900	6,530.00	12,407,000
オーエスジー	7,600	1,762.00	13,391,200
ダイジェット工業	100	932.00	93,200
旭ダイヤモンド工業	4,800	886.00	4,252,800
DMG森精機	10,500	2,543.00	26,701,500
ソディック	4,200	732.00	3,074,400
ディスコ	8,300	27,580.00	228,914,000
日東工器	800	1,964.00	1,571,200
日進工具	1,400	1,056.00	1,478,400
パンチ工業	1,000	435.00	435,000
富士ダイス	500	636.00	318,000
豊和工業	600	781.00	468,600
東洋機械金属	800	686.00	548,800
津田駒工業	200	437.00	87,400
エンシュウ	200	764.00	152,800
島精機製作所	2,800	1,789.00	5,009,200
オプトラン	2,800	1,839.00	5,149,200
NCホールディングス	200	1,630.00	326,000
イワキポンプ	1,200	1,785.00	2,142,000
フリュー	1,800	1,545.00	2,781,000
ヤマシンフィルタ	4,100	347.00	1,422,700
日阪製作所	1,700	957.00	1,626,900
やまびこ	2,800	1,440.00	4,032,000
野村マイクロ・サイエンス	600	6,090.00	3,654,000
平田機工	800	7,500.00	6,000,000
PEGASUS	1,900	616.00	1,170,400
マルマエ	800	1,769.00	1,415,200
タツモ	1,000	2,923.00	2,923,000
ナブテスコ	10,900	2,696.50	29,391,850
三井海洋開発	2,200	1,842.00	4,052,400
レオン自動機	1,800	1,334.00	2,401,200

SMC	5,600	66,980.00	375,088,000
ホソカワミクロン	1,100	4,100.00	4,510,000
ユニオンツール	800	3,880.00	3,104,000
瑞光	1,200	1,227.00	1,472,400
オイレス工業	2,400	2,008.00	4,819,200
日精エー・エス・ビー機械	700	4,550.00	3,185,000
サトーホールディングス	2,500	2,111.00	5,277,500
技研製作所	1,600	2,010.00	3,216,000
日本エアテック	800	1,304.00	1,043,200
カワタ	300	1,130.00	339,000
日精樹脂工業	1,300	1,019.00	1,324,700
オカダアイヨン	400	2,081.00	832,400
ワイエイシイホールディングス	500	2,599.00	1,299,500
小松製作所	81,100	4,043.00	327,887,300
住友重機械工業	10,200	3,792.00	38,678,400
日立建機	6,900	4,546.00	31,367,400
日工	2,600	658.00	1,710,800
巴工業	700	3,060.00	2,142,000
井関農機	1,600	1,183.00	1,892,800
TOWA	1,800	4,155.00	7,479,000
丸山製作所	200	2,256.00	451,200
北川鉄工所	700	1,443.00	1,010,100
ローツェ	900	10,330.00	9,297,000
タカキタ	300	474.00	142,200
クボタ	90,800	2,204.00	200,123,200
荏原実業	900	2,723.00	2,450,700
三菱化工機	600	2,774.00	1,664,400
月島ホールディングス	2,300	1,320.00	3,036,000
帝国電機製作所	1,200	2,528.00	3,033,600
東京機械製作所	300	393.00	117,900
新東工業	3,500	1,094.00	3,829,000
澁谷工業	1,600	2,511.00	4,017,600
アイチ コーポレーション	2,400	1,001.00	2,402,400
小森コーポレーション	4,000	1,059.00	4,236,000
鶴見製作所	1,300	3,070.00	3,991,000

日本ギア工業	400	391.00	156,400
酒井重工業	200	5,320.00	1,064,000
荏原製作所	7,100	7,009.00	49,763,900
石井鐵工所	100	3,100.00	310,000
西島製作所	1,500	1,902.00	2,853,000
北越工業	1,700	2,080.00	3,536,000
ダイキン工業	20,700	23,475.00	485,932,500
オルガノ	2,400	4,200.00	10,080,000
トーヨーカネツ	700	3,380.00	2,366,000
栗田工業	9,700	5,214.00	50,575,800
椿本チエイン	2,500	3,875.00	9,687,500
大同工業	500	747.00	373,500
木村化工機	1,300	746.00	969,800
アネスト岩田	2,900	1,196.00	3,468,400
ダイフク	26,800	2,829.50	75,830,600
サムコ	500	4,255.00	2,127,500
加藤製作所	500	1,204.00	602,000
油研工業	200	2,284.00	456,800
タダノ	10,000	1,271.00	12,710,000
フジテック	6,100	3,450.00	21,045,000
CKD	4,800	2,061.00	9,892,800
平和	5,800	2,145.00	12,441,000
理想科学工業	1,400	2,336.00	3,270,400
SANKYO	3,400	6,854.00	23,303,600
日本金銭機械	1,900	1,001.00	1,901,900
マースグループホールディングス	1,000	2,789.00	2,789,000
フクシマガリレイ	1,300	4,855.00	6,311,500
オーイズミ	400	410.00	164,000
ダイコク電機	900	5,380.00	4,842,000
竹内製作所	3,100	4,900.00	15,190,000
アマノ	4,900	3,282.00	16,081,800
JUKI	2,700	618.00	1,668,600
ジャノメ	1,800	739.00	1,330,200
マックス	2,100	2,743.00	5,760,300
グローリー	4,200	2,982.00	12,524,400

新晃工業	1,700	2,211.00	3,758,700
大和冷機工業	2,600	1,383.00	3,595,800
セガサミーホールディングス	13,900	2,759.00	38,350,100
日本ピストンリング	400	1,865.00	746,000
リケン	700	3,660.00	2,562,000
T P R	2,000	1,825.00	3,650,000
ツバキ・ナカシマ	3,500	781.00	2,733,500
ホシザキ	10,200	5,195.00	52,989,000
大豊工業	1,500	899.00	1,348,500
日本精工	28,800	841.20	24,226,560
N T N	34,100	284.70	9,708,270
ジェイテクト	15,400	1,411.00	21,729,400
不二越	1,300	4,020.00	5,226,000
日本トムソン	4,200	554.00	2,326,800
T H K	10,000	2,733.50	27,335,000
ユーシン精機	1,400	685.00	959,000
前澤給装工業	1,200	1,202.00	1,442,400
イーグル工業	1,900	1,694.00	3,218,600
前澤工業	700	1,021.00	714,700
日本ピラー工業	1,600	3,905.00	6,248,000
キッツ	5,800	1,035.00	6,003,000
マキタ	21,500	3,692.00	79,378,000
三井E & S	8,600	580.00	4,988,000
日立造船	14,200	839.00	11,913,800
三菱重工業	30,300	8,346.00	252,883,800
I H I	10,900	3,135.00	34,171,500
サノヤスホールディングス	1,500	137.00	205,500
スター精密	3,200	1,878.00	6,009,600
日清紡ホールディングス	13,000	1,112.00	14,456,000
イビデン	9,900	7,964.00	78,843,600
コニカミノルタ	38,600	486.50	18,778,900
ブラザー工業	23,100	2,408.50	55,636,350
ミネベアミツミ	30,100	2,441.50	73,489,150
日立製作所	84,100	9,275.00	780,027,500
三菱電機	178,800	1,849.00	330,601,200

富士電機	10,500	6,746.00	70,833,000
東洋電機製造	400	983.00	393,200
安川電機	20,500	5,395.00	110,597,500
シンフォニアテクノロジー	1,900	1,609.00	3,057,100
明電舎	2,600	2,247.00	5,842,200
オリジン	300	1,260.00	378,000
山洋電気	700	6,840.00	4,788,000
デンヨー	1,300	2,128.00	2,766,400
PHCホールディングス	2,400	1,526.00	3,662,400
ソシオネクスト	2,500	14,780.00	36,950,000
東芝テック	2,600	3,415.00	8,879,000
芝浦メカトロニクス	900	7,050.00	6,345,000
マブチモーター	4,300	4,470.00	19,221,000
ニデック	42,100	6,931.00	291,795,100
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	1,300	484.00	629,200
トレックス・セミコンダクター	800	2,157.00	1,725,600
東光高岳	1,000	2,101.00	2,101,000
ダブル・スコープ	5,000	1,016.00	5,080,000
ダイヘン	1,600	5,060.00	8,096,000
ヤーマン	3,000	1,011.00	3,033,000
JVCケンウッド	15,800	683.00	10,791,400
ミマキエンジニアリング	1,600	795.00	1,272,000
I-PEX	1,200	1,592.00	1,910,400
大崎電気工業	4,100	679.00	2,783,900
オムロン	15,900	6,667.00	106,005,300
日東工業	2,300	3,585.00	8,245,500
I D E C	2,600	2,968.00	7,716,800
正興電機製作所	400	1,192.00	476,800
不二電機工業	200	1,123.00	224,600
ジーエス・ユアサコーポレーション	5,700	2,663.00	15,179,100
サクサホールディングス	200	2,450.00	490,000
メルコホールディングス	400	3,115.00	1,246,000
テクノメディカ	400	2,167.00	866,800
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	600	845.00	507,000

日本電気	24,500	8,261.00	202,394,500
富士通	17,200	17,600.00	302,720,000
沖電気工業	7,800	1,006.00	7,846,800
岩崎通信機	500	786.00	393,000
電気興業	700	2,387.00	1,670,900
サンケン電気	1,600	9,070.00	14,512,000
ナカヨ	200	1,211.00	242,200
アイホン	1,100	2,997.00	3,296,700
ルネサスエレクトロニクス	112,900	2,285.50	258,032,950
セイコーエプソン	22,200	2,349.50	52,158,900
ワコム	13,200	593.00	7,827,600
アルバック	4,100	5,395.00	22,119,500
アクセル	400	1,874.00	749,600
E I Z O	1,300	5,070.00	6,591,000
日本信号	3,900	940.00	3,666,000
京三製作所	3,600	487.00	1,753,200
能美防災	2,300	1,769.00	4,068,700
ホーチキ	1,300	1,618.00	2,103,400
星和電機	500	502.00	251,000
エレコム	4,100	1,743.00	7,146,300
パナソニック ホールディングス	204,300	1,682.00	343,632,600
シャープ	20,800	932.00	19,385,600
アンリツ	12,200	1,067.50	13,023,500
富士通ゼネラル	4,900	2,806.50	13,751,850
ソニーグループ	121,200	12,240.00	1,483,488,000
T D K	27,400	5,542.00	151,850,800
帝国通信工業	800	1,846.00	1,476,800
タムラ製作所	7,400	559.00	4,136,600
アルプスアルパイン	15,400	1,297.50	19,981,500
池上通信機	400	834.00	333,600
日本電波工業	2,100	1,395.00	2,929,500
鈴木	900	1,185.00	1,066,500
メイコー	1,900	3,395.00	6,450,500
日本トリム	400	3,045.00	1,218,000
ローランド ディー. ジー.	900	3,400.00	3,060,000

フォスター電機	1,600	991.00	1,585,600
SMK	400	2,471.00	988,400
ヨコオ	1,400	1,574.00	2,203,600
ティアック	1,800	115.00	207,000
ホシデン	3,900	1,919.00	7,484,100
ヒロセ電機	2,800	17,320.00	48,496,000
日本航空電子工業	3,500	2,977.00	10,419,500
TOA	2,000	1,166.00	2,332,000
マクセル	3,500	1,673.00	5,855,500
古野電気	2,200	1,382.00	3,040,400
スミダコーポレーション	2,300	1,527.00	3,512,100
アイコム	700	3,330.00	2,331,000
リオン	700	2,232.00	1,562,400
横河電機	18,900	2,888.50	54,592,650
新電元工業	700	3,055.00	2,138,500
アズビル	12,000	4,578.00	54,936,000
東亜ディーケーケー	500	870.00	435,000
日本光電工業	7,900	3,692.00	29,166,800
チノー	700	2,021.00	1,414,700
共和電業	1,100	374.00	411,400
日本電子材料	1,100	1,371.00	1,508,100
堀場製作所	3,300	8,094.00	26,710,200
アドバンテスト	54,000	4,181.00	225,774,000
小野測器	500	464.00	232,000
エスペック	1,400	2,402.00	3,362,800
キーエンス	17,100	55,500.00	949,050,000
日置電機	800	7,230.00	5,784,000
シスメックス	14,800	7,133.00	105,568,400
日本マイクロニクス	3,100	2,119.00	6,568,900
メガチップス	1,400	4,180.00	5,852,000
OBARA GROUP	900	3,860.00	3,474,000
澤藤電機	100	1,260.00	126,000
原田工業	500	835.00	417,500
コーセル	2,100	1,245.00	2,614,500
イリソ電子工業	1,600	4,200.00	6,720,000

オブテックスグループ	3,100	1,619.00	5,018,900
千代田インテグレ	700	2,767.00	1,936,900
レーザーテック	7,900	23,270.00	183,833,000
スタンレー電気	12,100	2,362.50	28,586,250
ウシオ電機	8,700	1,816.50	15,803,550
岡谷電機産業	900	307.00	276,300
ヘリオス テクノ ホールディング	1,100	416.00	457,600
エノモト	300	1,676.00	502,800
日本セラミック	1,400	2,664.00	3,729,600
遠藤照明	500	1,278.00	639,000
古河電池	1,300	975.00	1,267,500
双信電機	500	339.00	169,500
山一電機	1,400	1,722.00	2,410,800
図研	1,500	3,610.00	5,415,000
日本電子	4,300	4,458.00	19,169,400
カシオ計算機	12,800	1,253.50	16,044,800
ファナック	83,500	3,893.00	325,065,500
日本シイエムケイ	3,600	670.00	2,412,000
エンプラス	500	10,470.00	5,235,000
大真空	2,100	770.00	1,617,000
ローム	31,700	2,817.00	89,298,900
浜松ホトニクス	13,700	6,299.00	86,296,300
三井ハイテック	1,800	7,760.00	13,968,000
新光電気工業	6,100	5,823.00	35,520,300
京セラ	26,600	7,587.00	201,814,200
太陽誘電	8,300	4,049.00	33,606,700
村田製作所	155,800	2,734.00	425,957,200
双葉電子工業	3,300	531.00	1,752,300
北陸電気工業	400	1,422.00	568,800
ニチコン	3,500	1,410.00	4,935,000
日本ケミコン	1,700	1,614.00	2,743,800
KOA	2,600	1,799.00	4,677,400
市光工業	3,100	566.00	1,754,600
小糸製作所	20,600	2,256.50	46,483,900
ミツバ	3,200	791.00	2,531,200

SCREENホールディングス	5,900	7,281.00	42,957,900
キヤノン電子	1,900	1,891.00	3,592,900
キヤノン	85,400	3,605.00	307,867,000
リコー	42,900	1,290.50	55,362,450
象印マホービン	4,600	1,783.00	8,201,800
MUTOHホールディングス	200	2,056.00	411,200
東京エレクトロン	36,200	20,440.00	739,928,000
イノテック	1,100	1,602.00	1,762,200
トヨタ紡織	7,200	2,726.00	19,627,200
芦森工業	200	2,311.00	462,200
ユニプレス	3,100	1,159.00	3,592,900
豊田自動織機	12,500	11,775.00	147,187,500
モリタホールディングス	3,000	1,593.00	4,779,000
三櫻工業	2,600	996.00	2,589,600
デンソー	141,300	2,401.00	339,261,300
東海理化電機製作所	4,800	2,344.00	11,251,200
川崎重工業	12,900	3,620.00	46,698,000
名村造船所	2,900	869.00	2,520,100
日本車輛製造	700	2,098.00	1,468,600
三菱ロジスネクスト	2,700	1,366.00	3,688,200
近畿車輛	200	2,147.00	429,400
日産自動車	243,300	660.30	160,650,990
いすゞ自動車	49,800	1,880.50	93,648,900
トヨタ自動車	940,400	2,677.50	2,517,921,000
日野自動車	22,100	570.90	12,616,890
三菱自動車工業	66,800	651.40	43,513,520
エフテック	800	835.00	668,000
レシップホールディングス	400	553.00	221,200
GMB	200	2,062.00	412,400
ファルテック	200	580.00	116,000
武蔵精密工業	4,200	1,625.00	6,825,000
日産車体	3,000	855.00	2,565,000
新明和工業	5,400	1,275.00	6,885,000
極東開発工業	2,800	1,760.00	4,928,000
トピー工業	1,400	2,545.00	3,563,000

ティラド	400	2,250.00	900,000
タチエス	2,700	1,702.00	4,595,400
NOK	6,700	1,985.50	13,302,850
フタバ産業	4,600	765.00	3,519,000
KYB	1,600	4,835.00	7,736,000
大同メタル工業	3,300	570.00	1,881,000
プレス工業	7,700	689.00	5,305,300
ミクニ	1,300	494.00	642,200
太平洋工業	3,900	1,433.00	5,588,700
アイシン	13,200	5,650.00	74,580,000
マツダ	56,700	1,696.50	96,191,550
今仙電機製作所	700	651.00	455,700
本田技研工業	417,700	1,682.00	702,571,400
スズキ	31,500	6,016.00	189,504,000
SUBARU	54,200	2,906.00	157,505,200
安永	500	812.00	406,000
ヤマハ発動機	24,700	3,931.00	97,095,700
TBK	1,100	425.00	467,500
エクセディ	2,800	2,614.00	7,319,200
豊田合成	5,000	3,212.00	16,060,000
愛三工業	2,800	1,337.00	3,743,600
盟和産業	200	1,002.00	200,400
日本プラスト	900	491.00	441,900
ヨロズ	1,600	947.00	1,515,200
エフ・シー・シー	3,000	1,881.00	5,643,000
シマノ	7,000	20,165.00	141,155,000
テイ・エス テック	7,800	1,696.00	13,228,800
ジャムコ	600	1,570.00	942,000
テルモ	52,700	3,963.00	208,850,100
クリエートメディック	400	903.00	361,200
日機装	4,000	1,014.00	4,056,000
日本エム・ディ・エム	1,000	753.00	753,000
島津製作所	20,900	3,972.00	83,014,800
JMS	1,600	540.00	864,000
クボテック	300	269.00	80,700

長野計器	1,200	2,599.00	3,118,800
ブイ・テクノロジー	800	2,078.00	1,662,400
東京計器	1,300	1,465.00	1,904,500
愛知時計電機	700	1,758.00	1,230,600
インターアクション	800	1,030.00	824,000
オーバル	1,000	433.00	433,000
東京精密	3,800	7,490.00	28,462,000
マニー	6,900	1,814.00	12,516,600
ニコン	24,800	1,576.50	39,097,200
トプコン	9,000	1,649.50	14,845,500
オリンパス	105,400	1,941.50	204,634,100
理研計器	1,100	6,030.00	6,633,000
タムロン	1,000	4,570.00	4,570,000
HOYA	36,300	15,325.00	556,297,500
シード	600	831.00	498,600
ノーリツ鋼機	1,600	3,325.00	5,320,000
A&Dホロンホールディングス	2,500	1,702.00	4,255,000
朝日インテック	19,100	2,688.00	51,340,800
シチズン時計	15,800	920.00	14,536,000
リズム	400	1,839.00	735,600
大研医器	900	531.00	477,900
メニコン	5,900	1,924.00	11,351,600
シンシア	100	559.00	55,900
松風	800	2,152.00	1,721,600
セイコーグループ	2,700	2,616.00	7,063,200
ニプロ	14,300	1,209.00	17,288,700
KYORITSU	1,700	191.00	324,700
中本パックス	300	1,658.00	497,400
スノーピーク	2,400	1,187.00	2,848,800
パラマウントベッドホールディングス	4,000	2,355.00	9,420,000
トランザクション	1,100	1,866.00	2,052,600
粧美堂	300	479.00	143,700
ニホンフラッシュ	1,600	884.00	1,414,400
前田工織	1,400	2,990.00	4,186,000

永大産業	1,200	224.00	268,800
アートネイチャー	1,800	815.00	1,467,000
バンダイナムコホールディングス	46,900	3,042.00	142,669,800
アイフィスジャパン	300	636.00	190,800
SHOEI	3,900	2,289.00	8,927,100
フランスベッドホールディングス	2,000	1,213.00	2,426,000
パイロットコーポレーション	2,400	5,131.00	12,314,400
萩原工業	1,100	1,838.00	2,021,800
フジシールインターナショナル	3,500	1,782.00	6,237,000
タカラトミー	7,800	2,162.00	16,863,600
広済堂ホールディングス	800	2,966.00	2,372,800
エステールホールディングス	300	626.00	187,800
タカノ	400	870.00	348,000
プロネクサス	1,400	1,174.00	1,643,600
ホクシン	900	131.00	117,900
ウッドワン	400	1,059.00	423,600
大建工業	1,000	2,995.00	2,995,000
凸版印刷	21,100	3,575.00	75,432,500
大日本印刷	18,700	3,890.00	72,743,000
共同印刷	500	3,135.00	1,567,500
N I S S H A	2,900	1,680.00	4,872,000
光村印刷	100	1,332.00	133,200
TAKARA & COMPANY	1,100	2,467.00	2,713,700
アシックス	14,600	5,223.00	76,255,800
ツツミ	300	2,449.00	734,700
ローランド	1,300	4,100.00	5,330,000
小松ウオール工業	600	2,933.00	1,759,800
ヤマハ	10,800	4,086.00	44,128,800
河合楽器製作所	500	3,570.00	1,785,000
クリナップ	1,900	718.00	1,364,200
ピジョン	10,900	1,688.50	18,404,650
キングジム	1,500	878.00	1,317,000
リンテック	3,400	2,392.50	8,134,500
イトーキ	3,500	1,509.00	5,281,500
任天堂	108,100	6,230.00	673,463,000

三菱鉛筆	2,400	1,918.00	4,603,200
タカラスタンダード	3,200	1,853.00	5,929,600
コクヨ	7,000	2,371.50	16,600,500
ナカバヤシ	1,800	520.00	936,000
グロープライド	1,400	2,020.00	2,828,000
オカムラ	5,200	2,261.00	11,757,200
美津濃	1,700	4,740.00	8,058,000
東京電力ホールディングス	154,400	668.80	103,262,720
中部電力	63,100	1,907.00	120,331,700
関西電力	66,100	2,077.50	137,322,750
中国電力	27,300	920.10	25,118,730
北陸電力	16,200	806.00	13,057,200
東北電力	41,900	967.60	40,542,440
四国電力	14,600	1,023.50	14,943,100
九州電力	39,500	975.40	38,528,300
北海道電力	16,500	652.20	10,761,300
沖縄電力	4,000	1,124.00	4,496,000
電源開発	12,900	2,418.00	31,192,200
エフオン	1,100	501.00	551,100
イーレックス	3,000	767.00	2,301,000
レノバ	4,600	1,132.00	5,207,200
東京瓦斯	36,200	3,391.00	122,754,200
大阪瓦斯	34,700	2,462.00	85,431,400
東邦瓦斯	6,700	2,607.50	17,470,250
北海道瓦斯	1,000	2,373.00	2,373,000
広島ガス	3,600	389.00	1,400,400
西部ガスホールディングス	1,600	1,930.00	3,088,000
静岡ガス	3,400	1,019.00	3,464,600
メタウォーター	2,100	1,865.00	3,916,500
SBSホールディングス	1,500	2,802.00	4,203,000
東武鉄道	18,800	3,842.00	72,229,600
相鉄ホールディングス	5,700	2,941.00	16,763,700
東急	48,000	1,724.00	82,752,000
京浜急行電鉄	19,400	1,270.50	24,647,700
小田急電鉄	26,000	2,234.50	58,097,000

京王電鉄	9,100	5,142.00	46,792,200
京成電鉄	11,000	5,180.00	56,980,000
富士急行	2,100	4,655.00	9,775,500
東日本旅客鉄道	29,000	8,555.00	248,095,000
西日本旅客鉄道	21,900	6,185.00	135,451,500
東海旅客鉄道	66,000	3,635.00	239,910,000
西武ホールディングス	20,700	1,439.00	29,787,300
鴻池運輸	2,900	1,934.00	5,608,600
西日本鉄道	4,600	2,481.50	11,414,900
ハマキョウレックス	1,300	4,060.00	5,278,000
サカイ引越センター	1,600	2,494.00	3,990,400
近鉄グループホールディングス	17,100	4,238.00	72,469,800
阪急阪神ホールディングス	22,800	5,101.00	116,302,800
南海電気鉄道	8,200	2,902.50	23,800,500
京阪ホールディングス	9,400	3,968.00	37,299,200
神戸電鉄	500	2,994.00	1,497,000
名古屋鉄道	18,900	2,207.50	41,721,750
山陽電気鉄道	1,300	2,159.00	2,806,700
アルプス物流	1,400	1,615.00	2,261,000
ヤマトホールディングス	21,900	2,435.00	53,326,500
山九	4,400	5,171.00	22,752,400
丸運	600	257.00	154,200
丸全昭和運輸	1,100	3,785.00	4,163,500
センコーグループホールディングス	9,100	1,048.00	9,536,800
トナミホールディングス	400	4,635.00	1,854,000
ニッコンホールディングス	5,500	3,161.00	17,385,500
日本石油輸送	100	2,690.00	269,000
福山通運	1,300	3,930.00	5,109,000
セイノーホールディングス	9,600	2,095.50	20,116,800
エスライングループ本社	300	908.00	272,400
神奈川中央交通	500	3,170.00	1,585,000
AZ-COM丸和ホールディングス	4,100	2,128.00	8,724,800
C&Fロジホールディングス	1,600	1,335.00	2,136,000
九州旅客鉄道	12,100	3,179.00	38,465,900
SGホールディングス	32,800	1,915.00	62,812,000

NIPPON EXPRESSホールディング	5,800	7,803.00	45,257,400
日本郵船	45,700	3,886.00	177,590,200
商船三井	30,100	4,110.00	123,711,000
川崎汽船	12,800	5,104.00	65,331,200
NSユニテッド海運	900	3,940.00	3,546,000
明治海運	1,100	901.00	991,100
飯野海運	6,300	1,049.00	6,608,700
共栄タンカー	200	843.00	168,600
乾汽船	2,200	1,322.00	2,908,400
日本航空	42,000	2,908.00	122,136,000
ANAホールディングス	46,500	3,133.00	145,684,500
パスコ	200	1,703.00	340,600
トランコム	500	7,340.00	3,670,000
日新	1,300	2,675.00	3,477,500
三菱倉庫	3,700	3,972.00	14,696,400
三井倉庫ホールディングス	1,600	4,305.00	6,888,000
住友倉庫	4,600	2,385.00	10,971,000
澁澤倉庫	700	3,045.00	2,131,500
東陽倉庫	300	1,462.00	438,600
日本トランスシティ	3,400	660.00	2,244,000
ケイヒン	200	1,976.00	395,200
中央倉庫	800	1,106.00	884,800
川西倉庫	200	1,088.00	217,600
安田倉庫	1,200	1,067.00	1,280,400
ファイズホールディングス	200	1,168.00	233,600
東洋埠頭	300	1,410.00	423,000
上組	8,200	3,080.00	25,256,000
サンリツ	300	738.00	221,400
キムラユニティー	500	1,372.00	686,000
キューソー流通システム	600	1,015.00	609,000
東海運	700	289.00	202,300
エーアイティー	1,100	1,771.00	1,948,100
内外トランスライン	700	2,526.00	1,768,200
日本コンセプト	600	1,782.00	1,069,200

NEC ネットエスアイ	5,700	1,964.00	11,194,800
クロスキャット	1,000	1,023.00	1,023,000
システナ	28,900	269.00	7,774,100
デジタルアーツ	1,100	4,625.00	5,087,500
日鉄ソリューションズ	2,900	4,255.00	12,339,500
キューブシステム	1,000	1,137.00	1,137,000
コア	800	1,719.00	1,375,200
手間いらず	300	2,521.00	756,300
ラクーンホールディングス	1,400	755.00	1,057,000
ソリトンシステムズ	900	1,150.00	1,035,000
ソフトクリエイティブホールディングス	1,400	1,741.00	2,437,400
T I S	18,800	3,293.00	61,908,400
J N S ホールディングス	500	446.00	223,000
グリー	4,600	595.00	2,737,000
GMOペパボ	200	1,345.00	269,000
コーエーテクモホールディングス	10,800	2,125.50	22,955,400
三菱総合研究所	800	4,840.00	3,872,000
ボルテージ	300	289.00	86,700
電算	100	1,569.00	156,900
A G S	500	709.00	354,500
ファインデックス	1,400	753.00	1,054,200
ブレインパッド	1,300	865.00	1,124,500
K L a b	3,200	286.00	915,200
ポルトゥウィンホールディングス	2,900	527.00	1,528,300
ネクソン	38,300	2,673.50	102,395,050
アイスタイル	5,100	508.00	2,590,800
エムアップホールディングス	2,100	1,282.00	2,692,200
エイチーム	1,000	606.00	606,000
エニグモ	2,200	367.00	807,400
テクノスジャパン	900	737.00	663,300
e n i s h	900	219.00	197,100
コロプラ	6,700	590.00	3,953,000
オルトプラス	1,000	222.00	222,000
ブロードリーフ	8,200	501.00	4,108,200
クロス・マーケティンググループ	700	737.00	515,900

デジタルハーツホールディングス	1,100	1,003.00	1,103,300
システム情報	1,400	927.00	1,297,800
メディアドゥ	700	1,180.00	826,000
じげん	5,000	524.00	2,620,000
ブイキューブ	2,100	394.00	827,400
エンカレッジ・テクノロジー	300	509.00	152,700
サイバーリンクス	400	782.00	312,800
ディー・エル・イー	800	252.00	201,600
フィックスターズ	1,900	1,171.00	2,224,900
CARTA HOLDINGS	800	1,276.00	1,020,800
オブティム	1,400	862.00	1,206,800
セレス	700	965.00	675,500
SHIFT	1,100	27,310.00	30,041,000
ティーガイア	1,800	1,765.00	3,177,000
セック	200	3,490.00	698,000
テクマトリックス	3,100	1,586.00	4,916,600
プロシップ	700	1,262.00	883,400
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4,500	2,360.50	10,622,250
GMOペイメントゲートウェイ	3,400	8,177.00	27,801,800
ザッパラス	300	472.00	141,600
システムリサーチ	500	2,924.00	1,462,000
インターネットイニシアティブ	9,400	2,417.50	22,724,500
さくらインターネット	1,900	1,218.00	2,314,200
ヴァインクス	300	1,289.00	386,700
GMOグローバルサイン・ホールディングス	500	2,748.00	1,374,000
SRAホールディングス	900	3,485.00	3,136,500
システムインテグレータ	300	424.00	127,200
朝日ネット	1,800	626.00	1,126,800
eBASE	2,400	659.00	1,581,600
アバントグループ	2,200	1,302.00	2,864,400
アドソル日進	700	1,709.00	1,196,300
ODKソリューションズ	300	572.00	171,600
フリービット	900	1,200.00	1,080,000
コムチュア	2,300	2,317.00	5,329,100

サイバーコム	200	1,320.00	264,000
アステリア	1,300	705.00	916,500
アイル	800	3,880.00	3,104,000
マークラインズ	900	2,980.00	2,682,000
メディカル・データ・ビジョン	2,100	805.00	1,690,500
g u m i	2,500	490.00	1,225,000
ショーケース	300	375.00	112,500
モバイルファクトリー	200	808.00	161,600
テラスカイ	700	2,030.00	1,421,000
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	1,000	1,833.00	1,833,000
P C I ホールディングス	400	1,053.00	421,200
アイビーシー	200	609.00	121,800
ネオジャパン	600	1,018.00	610,800
P R T I M E S	400	1,737.00	694,800
ラクス	8,100	2,062.50	16,706,250
ランドコンピュータ	300	1,205.00	361,500
ダブルスタンダード	700	1,688.00	1,181,600
オープンドア	1,200	863.00	1,035,600
マイネット	400	361.00	144,400
アカツキ	800	2,141.00	1,712,800
ベネフィットジャパン	100	1,213.00	121,300
U b i c o mホールディングス	500	1,348.00	674,000
カナミックネットワーク	1,800	521.00	937,800
ノムラシステムコーポレーション	1,200	115.00	138,000
チェンジホールディングス	4,200	1,761.00	7,396,200
シンクロ・フード	700	563.00	394,100
オークネット	700	1,793.00	1,255,100
キャピタル・アセット・プランニング	200	818.00	163,600
セグエグループ	400	1,006.00	402,400
エイトレッド	200	1,454.00	290,800
マクロミル	3,400	733.00	2,492,200
ビーグリー	200	1,161.00	232,200
オロ	600	2,150.00	1,290,000
ユーザーローカル	600	1,820.00	1,092,000

テモナ	300	289.00	86,700
ニーズウェル	600	658.00	394,800
マネーフォワード	3,800	4,802.00	18,247,600
サインポスト	400	494.00	197,600
Sun Asterisk	1,200	1,415.00	1,698,000
プラスアルファ・コンサルティング	1,000	2,804.00	2,804,000
電算システムホールディングス	800	2,876.00	2,300,800
Appier Group	5,900	1,599.00	9,434,100
ソルクシーズ	900	454.00	408,600
フェイス	300	508.00	152,400
プロトコーポレーション	2,100	1,212.00	2,545,200
ハイマックス	500	1,404.00	702,000
野村総合研究所	34,200	3,893.00	133,140,600
サイバネットシステム	1,200	777.00	932,400
CEホールディングス	600	593.00	355,800
日本システム技術	500	2,256.00	1,128,000
インテージホールディングス	1,900	2,236.00	4,248,400
東邦システムサイエンス	500	1,278.00	639,000
ソースネクスト	8,700	189.00	1,644,300
インフォコム	2,200	2,752.00	6,054,400
シンプレクス・ホールディングス	2,900	2,708.00	7,853,200
HEROZ	600	1,490.00	894,000
ラクスル	4,100	1,331.00	5,457,100
メルカリ	10,400	3,226.00	33,550,400
I P S	600	2,590.00	1,554,000
F I G	1,300	322.00	418,600
システムサポート	700	2,096.00	1,467,200
イーソル	1,200	736.00	883,200
東海ソフト	200	1,122.00	224,400
ウイングアーク1st	1,800	2,551.00	4,591,800
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	500	1,429.00	714,500
サーバーワークス	300	4,010.00	1,203,000
東名	100	2,412.00	241,200
ヴィッツ	100	1,147.00	114,700

トビラシステムズ	300	948.00	284,400
S a n s a n	5,600	1,258.00	7,044,800
L i n k - U	300	826.00	247,800
ギフトィ	1,500	1,421.00	2,131,500
メドレー	2,300	4,805.00	11,051,500
ベース	600	4,310.00	2,586,000
J M D C	2,800	5,439.00	15,229,200
フォーカスシステムズ	1,300	980.00	1,274,000
クレスコ	1,300	1,770.00	2,301,000
フジ・メディア・ホールディングス	16,500	1,602.00	26,433,000
オービック	5,700	22,685.00	129,304,500
ジャストシステム	2,500	2,999.00	7,497,500
T D C ソフト	1,400	1,692.00	2,368,800
Zホールディングス	244,500	415.50	101,589,750
トレンドマイクロ	8,100	5,668.00	45,910,800
I Dホールディングス	1,200	1,440.00	1,728,000
日本オラクル	3,300	11,100.00	36,630,000
アルファシステムズ	500	2,836.00	1,418,000
フューチャー	3,700	1,506.00	5,572,200
C A C H o l d i n g s	900	1,763.00	1,586,700
S Bテクノロジー	700	2,257.00	1,579,900
トーセ	300	737.00	221,100
オービックビジネスコンサルタント	3,400	6,200.00	21,080,000
伊藤忠テクノソリューションズ	4,600	4,313.00	19,839,800
アイティフォー	2,300	1,103.00	2,536,900
東計電算	200	6,210.00	1,242,000
エクスネット	200	1,041.00	208,200
大塚商会	8,500	6,332.00	53,822,000
サイボウズ	2,400	2,028.00	4,867,200
電通国際情報サービス	2,100	5,720.00	12,012,000
A C C E S S	2,000	785.00	1,570,000
デジタルガレージ	3,000	3,440.00	10,320,000
E M システムズ	2,900	736.00	2,134,400
ウェザーニューズ	500	6,320.00	3,160,000
C I J	2,900	569.00	1,650,100

ビジネスエンジニアリング	200	3,285.00	657,000
日本エンタープライズ	1,200	131.00	157,200
WOWOW	1,300	1,136.00	1,476,800
スカラ	1,600	769.00	1,230,400
インテリジェント ウェイブ	600	937.00	562,200
ANYCOLOR	600	3,515.00	2,109,000
IMAGICA GROUP	1,400	584.00	817,600
ネットワンシステムズ	6,400	2,838.00	18,163,200
システムソフト	6,000	76.00	456,000
アルゴグラフィックス	1,600	3,320.00	5,312,000
マーベラス	2,800	713.00	1,996,400
エイベックス	2,900	1,443.00	4,184,700
B I P R O G Y	6,300	3,734.00	23,524,200
都築電気	900	2,315.00	2,083,500
T B S ホールディングス	8,800	2,514.50	22,127,600
日本テレビホールディングス	15,200	1,512.00	22,982,400
朝日放送グループホールディングス	1,600	711.00	1,137,600
テレビ朝日ホールディングス	4,200	1,690.00	7,098,000
スカパー J S A T ホールディングス	15,200	699.00	10,624,800
テレビ東京ホールディングス	1,200	2,968.00	3,561,600
日本BS放送	400	915.00	366,000
ビジョン	2,600	1,510.00	3,926,000
スマートバリュー	300	401.00	120,300
U S E N - N E X T H O L D I N G S	1,900	3,350.00	6,365,000
ワイヤレスゲート	500	208.00	104,000
日本通信	15,900	219.00	3,482,100
クロップス	200	1,042.00	208,400
日本電信電話	5,502,600	176.60	971,759,160
K D D I	132,700	4,577.00	607,367,900
ソフトバンク	276,200	1,690.50	466,916,100
光通信	2,000	22,775.00	45,550,000
エムティーアイ	1,200	611.00	733,200
GMOインターネットグループ	6,300	2,315.00	14,584,500
ファイバーゲート	900	1,329.00	1,196,100

アイドママーケティングコミュニケーション	300	255.00	76,500
KADOKAWA	9,100	2,992.00	27,227,200
学研ホールディングス	2,900	871.00	2,525,900
ゼンリン	2,900	913.00	2,647,700
昭文社ホールディングス	500	331.00	165,500
インプレスホールディングス	1,000	179.00	179,000
アイネット	1,000	1,714.00	1,714,000
松竹	1,000	10,295.00	10,295,000
東宝	10,700	5,102.00	54,591,400
東映	500	18,780.00	9,390,000
NTTデータグループ	53,900	2,004.50	108,042,550
ピー・シー・エー	1,000	1,208.00	1,208,000
ビジネスブレイン太田昭和	700	2,162.00	1,513,400
D T S	3,700	3,190.00	11,803,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	8,600	5,125.00	44,075,000
シーイーシー	2,400	1,597.00	3,832,800
カブコン	17,100	5,385.00	92,083,500
アイ・エス・ビー	900	1,443.00	1,298,700
ジャステック	1,100	1,515.00	1,666,500
S C S K	14,000	2,609.00	36,526,000
N S W	700	2,802.00	1,961,400
アイネス	1,200	1,644.00	1,972,800
T K C	2,700	3,640.00	9,828,000
富士ソフト	3,500	4,840.00	16,940,000
N S D	6,100	2,836.00	17,299,600
コナミグループ	7,400	7,887.00	58,363,800
福井コンピュータホールディングス	1,200	2,665.00	3,198,000
J B C Cホールディングス	1,300	2,848.00	3,702,400
ミロク情報サービス	1,600	1,647.00	2,635,200
ソフトバンクグループ	84,700	6,335.00	536,574,500
高千穂交易	400	3,145.00	1,258,000
オルパヘルスケアホールディングス	200	1,806.00	361,200
伊藤忠食品	400	6,840.00	2,736,000
エレマテック	1,600	1,850.00	2,960,000

あらた	1,400	5,580.00	7,812,000
トーメンデバイス	300	4,840.00	1,452,000
東京エレクトロン デバイス	2,000	3,545.00	7,090,000
円谷フィールズホールディングス	3,100	2,049.00	6,351,900
双日	18,100	3,278.00	59,331,800
アルフレッサ ホールディングス	18,200	2,455.00	44,681,000
横浜冷凍	4,900	1,211.00	5,933,900
神栄	200	1,648.00	329,600
ラサ商事	600	1,677.00	1,006,200
アルコニックス	2,400	1,354.00	3,249,600
神戸物産	14,000	3,506.00	49,084,000
ハイパー	300	357.00	107,100
あい ホールディングス	2,900	2,368.00	6,867,200
ディーブイエックス	300	1,053.00	315,900
ダイワボウホールディングス	7,400	2,865.00	21,201,000
マクニカホールディングス	4,300	7,030.00	30,229,000
ラクト・ジャパン	700	2,096.00	1,467,200
グリムス	800	2,307.00	1,845,600
バイタルケーエスケー・ホールディングス	2,200	1,002.00	2,204,400
八洲電機	1,500	1,333.00	1,999,500
メディアスホールディングス	1,200	760.00	912,000
レスターホールディングス	1,700	2,449.00	4,163,300
ジオリーブグループ	300	1,229.00	368,700
大光	500	725.00	362,500
OCHIホールディングス	300	1,422.00	426,600
TOKAIホールディングス	8,900	926.00	8,241,400
黒谷	300	603.00	180,900
Cominix	200	851.00	170,200
三洋貿易	2,000	1,349.00	2,698,000
ビューティガレージ	300	4,885.00	1,465,500
ウイン・パートナーズ	1,300	1,088.00	1,414,400
ミタチ産業	300	1,115.00	334,500
シップヘルスケアホールディングス	6,500	2,268.50	14,745,250
明治電機工業	700	1,451.00	1,015,700

デリカフーズホールディングス	500	635.00	317,500
スターティアホールディングス	200	1,799.00	359,800
コメダホールディングス	4,400	2,900.00	12,760,000
ピーバンドットコム	200	456.00	91,200
アセンテック	600	534.00	320,400
富士興産	300	1,792.00	537,600
協栄産業	100	2,339.00	233,900
フルサト・マルカホールディングス	1,600	2,685.00	4,296,000
ヤマエグループホールディングス	1,000	3,660.00	3,660,000
小野建	1,800	1,721.00	3,097,800
南陽	200	2,235.00	447,000
佐島電機	800	1,884.00	1,507,200
エコートレーディング	200	1,396.00	279,200
伯東	1,000	5,070.00	5,070,000
コンドーテック	1,400	1,179.00	1,650,600
中山福	600	366.00	219,600
ナガイレーベン	2,300	2,130.00	4,899,000
三菱食品	1,700	3,900.00	6,630,000
松田産業	1,400	2,370.00	3,318,000
第一興商	7,000	2,427.50	16,992,500
メディパルホールディングス	17,300	2,527.50	43,725,750
S P K	800	1,925.00	1,540,000
萩原電気ホールディングス	800	3,955.00	3,164,000
アズワン	2,600	5,460.00	14,196,000
スズデン	600	2,202.00	1,321,200
尾家産業	300	2,019.00	605,700
シモジマ	1,200	1,161.00	1,393,200
ドウシシャ	1,900	2,230.00	4,237,000
小津産業	300	1,598.00	479,400
高速	900	2,033.00	1,829,700
たけびし	700	1,827.00	1,278,900
リックス	200	2,994.00	598,800
丸文	1,600	1,148.00	1,836,800
ハピネット	1,500	2,500.00	3,750,000
橋本総業ホールディングス	700	1,137.00	795,900

日本ライフライン	5,300	1,164.00	6,169,200
タカショー	1,600	635.00	1,016,000
I DOM	5,500	729.00	4,009,500
進和	1,100	2,373.00	2,610,300
エスケイジャパン	300	705.00	211,500
ダイトロン	700	3,020.00	2,114,000
シークス	2,600	1,523.00	3,959,800
田中商事	300	698.00	209,400
オーハシテクニカ	900	1,648.00	1,483,200
白銅	700	2,270.00	1,589,000
ダイコー通産	100	1,205.00	120,500
伊藤忠商事	111,700	5,406.00	603,850,200
丸紅	140,300	2,332.00	327,179,600
高島	800	930.00	744,000
長瀬産業	8,300	2,350.50	19,509,150
蝶理	1,000	2,996.00	2,996,000
豊田通商	15,900	8,795.00	139,840,500
三共生興	2,500	793.00	1,982,500
兼松	7,000	2,068.00	14,476,000
ツカモトコーポレーション	200	1,291.00	258,200
三井物産	126,800	5,423.00	687,636,400
日本紙パルプ商事	1,000	4,885.00	4,885,000
カメイ	1,900	1,460.00	2,774,000
東都水産	100	6,430.00	643,000
OUGホールディングス	200	2,427.00	485,400
スターゼン	1,400	2,589.00	3,624,600
山善	4,900	1,176.00	5,762,400
椿本興業	300	4,925.00	1,477,500
住友商事	109,700	2,984.00	327,344,800
内田洋行	700	6,780.00	4,746,000
三菱商事	110,500	7,128.00	787,644,000
第一実業	1,900	1,862.00	3,537,800
キヤノンマーケティングジャパン	4,200	3,877.00	16,283,400
西華産業	700	2,235.00	1,564,500
佐藤商事	1,300	1,512.00	1,965,600

菱洋エレクトロ	1,500	3,290.00	4,935,000
東京産業	1,700	832.00	1,414,400
ユアサ商事	1,600	4,135.00	6,616,000
神鋼商事	500	5,790.00	2,895,000
トルク	600	310.00	186,000
阪和興業	3,300	4,745.00	15,658,500
正栄食品工業	1,200	4,860.00	5,832,000
カナデン	1,200	1,313.00	1,575,600
R Y O D E N	1,500	2,325.00	3,487,500
岩谷産業	4,100	7,535.00	30,893,500
ナイス	300	1,459.00	437,700
ニチモウ	200	4,015.00	803,000
極東貿易	1,100	1,839.00	2,022,900
アステナホールディングス	3,400	493.00	1,676,200
三愛オブリ	4,800	1,587.00	7,617,600
稲畑産業	3,600	3,130.00	11,268,000
G S I クレオス	1,100	2,286.00	2,514,600
明和産業	2,400	658.00	1,579,200
クワザワホールディングス	400	582.00	232,800
ワキタ	3,300	1,403.00	4,629,900
東邦ホールディングス	4,500	3,206.00	14,427,000
サンゲツ	4,500	2,913.00	13,108,500
ミツウロコグループホールディングス	2,300	1,279.00	2,941,700
シナネンホールディングス	600	4,055.00	2,433,000
伊藤忠エネクス	4,500	1,505.00	6,772,500
サンリオ	5,100	7,100.00	36,210,000
サンワテクノス	900	2,149.00	1,934,100
リョーサン	1,900	4,450.00	8,455,000
新光商事	2,400	1,187.00	2,848,800
トーヨー	800	3,375.00	2,700,000
三信電気	700	2,177.00	1,523,900
東陽テクニカ	1,800	1,305.00	2,349,000
モスフードサービス	2,700	3,290.00	8,883,000
加賀電子	1,500	6,490.00	9,735,000

ソーダニッカ	900	1,032.00	928,800
立花エレテック	1,300	2,800.00	3,640,000
フォーバル	700	1,113.00	779,100
PALTAC	2,800	4,690.00	13,132,000
三谷産業	3,200	317.00	1,014,400
太平洋興発	400	810.00	324,000
西本Wismettacホールディングス	500	4,845.00	2,422,500
ヤマシタヘルスケアホールディングス	100	2,118.00	211,800
コア商事ホールディングス	1,000	705.00	705,000
KPPグループホールディングス	4,200	686.00	2,881,200
ヤマタネ	800	2,082.00	1,665,600
丸紅建材リース	100	2,702.00	270,200
泉州電業	900	3,525.00	3,172,500
トラスコ中山	3,800	2,450.00	9,310,000
オートボックスセブン	6,300	1,582.00	9,966,600
モリト	1,300	1,354.00	1,760,200
加藤産業	2,200	3,975.00	8,745,000
北恵	300	968.00	290,400
イエローハット	3,200	1,897.00	6,070,400
JKホールディングス	1,400	968.00	1,355,200
日伝	1,100	2,491.00	2,740,100
北沢産業	600	327.00	196,200
杉本商事	800	2,208.00	1,766,400
因幡電機産業	4,700	3,235.00	15,204,500
東テク	600	5,210.00	3,126,000
ミスミグループ本社	27,400	2,336.50	64,020,100
アルテック	600	263.00	157,800
タキヒヨー	300	1,163.00	348,900
蔵王産業	200	2,539.00	507,800
スズケン	5,300	4,624.00	24,507,200
ジェコス	1,100	982.00	1,080,200
グローセル	1,500	465.00	697,500
ローソン	4,500	6,872.00	30,924,000
サンエー	1,400	4,780.00	6,692,000

カワチ薬品	1,400	2,487.00	3,481,800
エービーシー・マート	7,900	2,688.00	21,235,200
ハードオフコーポレーション	500	1,495.00	747,500
アスクル	3,700	1,960.00	7,252,000
ゲオホールディングス	1,800	2,372.00	4,269,600
アダストリア	2,200	2,881.00	6,338,200
ジーフット	800	280.00	224,000
シー・ヴィ・エス・バイエリア	200	923.00	184,600
くら寿司	2,100	3,395.00	7,129,500
キャンドウ	600	2,704.00	1,622,400
I Kホールディングス	400	382.00	152,800
パルグループホールディングス	3,600	1,938.00	6,976,800
エディオン	7,200	1,478.00	10,641,600
サーラコーポレーション	3,800	761.00	2,891,800
ワッツ	600	605.00	363,000
ハローズ	800	4,200.00	3,360,000
フジオフードグループ本社	2,000	1,387.00	2,774,000
あみやき亭	400	3,750.00	1,500,000
ひらまつ	2,600	248.00	644,800
大黒天物産	600	6,300.00	3,780,000
ハニーズホールディングス	1,400	1,567.00	2,193,800
ファーマライズホールディングス	300	650.00	195,000
アルペン	1,500	1,934.00	2,901,000
ハブ	400	845.00	338,000
クオールホールディングス	2,500	1,857.00	4,642,500
ジンスホールディングス	1,100	3,190.00	3,509,000
ビックカメラ	9,600	1,103.00	10,588,800
DCMホールディングス	10,500	1,214.00	12,747,000
Monotaro	25,700	1,600.50	41,132,850
東京一番フーズ	300	527.00	158,100
DDグループ	800	1,953.00	1,562,400
きちりホールディングス	300	901.00	270,300
J. フロント リテイリング	22,500	1,529.00	34,402,500
ドトール・日レスホールディングス	3,200	2,330.00	7,456,000
マツキヨココカラ&カンパニー	33,000	2,680.50	88,456,500

ブロンコビリー	1,100	3,020.00	3,322,000
ZOZO	12,000	2,742.50	32,910,000
トレジャー・ファクトリー	700	1,360.00	952,000
物語コーポレーション	3,000	4,130.00	12,390,000
三越伊勢丹ホールディングス	30,500	1,731.50	52,810,750
H a m e e	600	902.00	541,200
マーケットエンタープライズ	100	1,310.00	131,000
ウエルシアホールディングス	9,400	2,583.50	24,284,900
クリエイトSDホールディングス	3,000	3,390.00	10,170,000
丸善CHIホールディングス	1,400	343.00	480,200
ミサワ	200	607.00	121,400
ティーライフ	200	1,412.00	282,400
エー・ピーホールディングス	300	866.00	259,800
チムニー	400	1,431.00	572,400
シュッピン	1,300	1,131.00	1,470,300
オイシックス・ラ・大地	2,400	1,609.00	3,861,600
ネクステージ	4,100	2,282.00	9,356,200
ジョイフル本田	5,300	1,758.00	9,317,400
鳥貴族ホールディングス	700	3,055.00	2,138,500
ホットランド	1,400	1,953.00	2,734,200
すかいらーくホールディングス	24,800	2,044.50	50,703,600
SFPホールディングス	1,000	2,243.00	2,243,000
綿半ホールディングス	1,400	1,324.00	1,853,600
ヨシックスホールディングス	200	2,751.00	550,200
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	5,900	1,069.00	6,307,100
ゴルフダイジェスト・オンライン	800	704.00	563,200
B E E N O S	800	1,656.00	1,324,800
あさひ	1,500	1,266.00	1,899,000
日本調剤	1,200	1,476.00	1,771,200
コスモス薬品	1,800	15,295.00	27,531,000
トーエル	500	760.00	380,000
セブン&アイ・ホールディングス	62,500	5,855.00	365,937,500
クリエイト・レストランツ・ホールディング	13,600	1,142.00	15,531,200
ツルハホールディングス	3,800	10,045.00	38,171,000

サンマルクホールディングス	1,500	1,893.00	2,839,500
フェリシモ	300	988.00	296,400
トリドールホールディングス	4,500	3,685.00	16,582,500
TOKYO BASE	1,900	339.00	644,100
ウイルプラスホールディングス	200	1,235.00	247,000
JMホールディングス	1,400	1,945.00	2,723,000
サツドラホールディングス	500	761.00	380,500
アレンザホールディングス	1,400	1,006.00	1,408,400
串カツ田中ホールディングス	500	1,670.00	835,000
バロックジャパンリミテッド	1,200	819.00	982,800
クスリのアオキホールディングス	1,600	8,656.00	13,849,600
力の源ホールディングス	700	2,231.00	1,561,700
FOOD & LIFE COMPANYIE	9,700	2,514.00	24,385,800
メディカルシステムネットワーク	1,600	408.00	652,800
一家ホールディングス	300	667.00	200,100
ジャパクラフトホールディングス	700	223.00	156,100
はるやまホールディングス	500	534.00	267,000
ノジマ	5,900	1,307.00	7,711,300
カップ・クリエイト	2,800	1,525.00	4,270,000
ライトオン	900	511.00	459,900
良品計画	19,800	1,935.50	38,322,900
パリミキホールディングス	1,500	386.00	579,000
アドヴァングループ	1,700	1,055.00	1,793,500
アルビス	600	2,424.00	1,454,400
コナカ	1,300	404.00	525,200
ハウス オブ ローゼ	100	1,607.00	160,700
G-7ホールディングス	2,300	1,240.00	2,852,000
イオン北海道	2,700	872.00	2,354,400
コジマ	3,000	638.00	1,914,000
ヒマラヤ	400	920.00	368,000
コーナン商事	2,400	3,900.00	9,360,000
エコス	700	2,044.00	1,430,800
ワタミ	2,200	1,184.00	2,604,800
マルシェ	400	273.00	109,200

パン・パシフィック・インターナショナルホ	36,600	3,138.00	114,850,800
西松屋チェーン	4,000	1,628.00	6,512,000
ゼンショーホールディングス	9,900	6,498.00	64,330,200
幸楽苑ホールディングス	1,200	1,023.00	1,227,600
ハークスレイ	400	732.00	292,800
サイゼリヤ	2,700	4,850.00	13,095,000
V Tホールディングス	6,900	511.00	3,525,900
魚力	600	2,136.00	1,281,600
ポプラ	300	228.00	68,400
フジ・コーポレーション	900	2,105.00	1,894,500
ユナイテッドアローズ	1,900	1,959.00	3,722,100
ハイデイ日高	2,700	2,712.00	7,322,400
Y U - W A C r e a t i o n H o l d i	700	174.00	121,800
コロワイド	8,300	2,415.00	20,044,500
壱番屋	1,400	5,450.00	7,630,000
トップカルチャー	400	189.00	75,600
P L A N T	300	794.00	238,200
スギホールディングス	3,700	5,941.00	21,981,700
薬王堂ホールディングス	1,000	2,687.00	2,687,000
スクロール	2,700	993.00	2,681,100
ヨンドシーホールディングス	1,600	1,886.00	3,017,600
木曾路	2,700	2,455.00	6,628,500
S R Sホールディングス	3,000	1,010.00	3,030,000
千趣会	3,300	403.00	1,329,900
タカキュー	800	92.00	73,600
リテールパートナーズ	2,700	1,744.00	4,708,800
ケーヨー	2,900	821.00	2,380,900
上新電機	1,600	2,352.00	3,763,200
日本瓦斯	9,600	2,216.00	21,273,600
ロイヤルホールディングス	3,200	2,657.00	8,502,400
東天紅	100	850.00	85,000
いなげや	1,800	1,455.00	2,619,000
チヨダ	1,700	917.00	1,558,900
ライフコーポレーション	1,600	3,640.00	5,824,000

リンガーハット	2,300	2,328.00	5,354,400
MrMaxHD	2,500	616.00	1,540,000
テンアライド	1,400	304.00	425,600
AOKIホールディングス	3,300	1,011.00	3,336,300
オークワ	2,900	870.00	2,523,000
コメリ	2,800	3,150.00	8,820,000
青山商事	3,900	1,671.00	6,516,900
しまむら	2,100	14,770.00	31,017,000
はせがわ	600	344.00	206,400
高島屋	13,700	2,188.00	29,975,600
松屋	3,100	1,010.00	3,131,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	8,800	1,814.00	15,963,200
近鉄百貨店	800	2,859.00	2,287,200
丸井グループ	13,400	2,430.00	32,562,000
アクシアル リテイリング	1,200	3,745.00	4,494,000
井筒屋	600	380.00	228,000
イオン	61,400	2,962.50	181,897,500
イズミ	2,800	3,959.00	11,085,200
平和堂	3,000	2,608.00	7,824,000
フジ	2,800	1,786.00	5,000,800
ヤオコー	2,100	7,689.00	16,146,900
ゼビオホールディングス	2,500	1,000.00	2,500,000
ケーズホールディングス	12,800	1,372.00	17,561,600
Olympicグループ	400	522.00	208,800
日産東京販売ホールディングス	1,500	484.00	726,000
シルバーライフ	300	1,143.00	342,900
Genky DrugStores	800	5,530.00	4,424,000
ナルミヤ・インターナショナル	200	1,160.00	232,000
ブックオフグループホールディングス	800	1,247.00	997,600
ギフトホールディングス	800	2,304.00	1,843,200
アインホールディングス	2,500	4,410.00	11,025,000
元気寿司	500	5,420.00	2,710,000
ヤマダホールディングス	74,300	459.50	34,140,850
アークランズ	5,400	1,596.00	8,618,400

ニトリホールディングス	7,300	16,710.00	121,983,000
グルメ杵屋	1,500	1,095.00	1,642,500
愛眼	900	176.00	158,400
ケーユーホールディングス	1,100	1,189.00	1,307,900
吉野家ホールディングス	7,100	2,816.00	19,993,600
松屋フーズホールディングス	900	4,110.00	3,699,000
サガミホールディングス	2,900	1,336.00	3,874,400
関西フードマーケット	1,600	1,448.00	2,316,800
玉将フードサービス	1,200	6,910.00	8,292,000
ミニストップ	1,300	1,466.00	1,905,800
アークス	3,300	2,723.00	8,985,900
バローホールディングス	3,500	2,187.00	7,654,500
ベルク	900	6,870.00	6,183,000
大庄	700	1,114.00	779,800
ファーストリテイリング	8,200	32,590.00	267,238,000
サンドラッグ	6,900	4,055.00	27,979,500
サックスパー ホールディングス	1,700	897.00	1,524,900
ヤマザワ	200	1,256.00	251,200
やまや	300	2,909.00	872,700
ベルーナ	4,400	672.00	2,956,800
いよぎんホールディングス	20,100	1,075.00	21,607,500
しずおかフィナンシャルグループ	37,500	1,219.00	45,712,500
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	14,200	1,116.50	15,854,300
楽天銀行	5,900	2,300.00	13,570,000
島根銀行	400	539.00	215,600
じもとホールディングス	1,000	432.00	432,000
めぶきフィナンシャルグループ	83,700	413.70	34,626,690
東京きらぼしフィナンシャルグループ	2,200	4,505.00	9,911,000
九州フィナンシャルグループ	29,700	771.00	22,898,700
ゆうちょ銀行	46,300	1,301.00	60,236,300
富山第一銀行	5,400	938.00	5,065,200
コンコルディア・フィナンシャルグループ	90,500	681.50	61,675,750
西日本フィナンシャルホールディングス	10,500	1,708.00	17,934,000
三十三フィナンシャルグループ	1,500	1,856.00	2,784,000

第四北越フィナンシャルグループ	2,600	3,795.00	9,867,000
ひろぎんホールディングス	22,000	917.20	20,178,400
おきなわフィナンシャルグループ	1,500	2,426.00	3,639,000
十六フィナンシャルグループ	2,200	3,745.00	8,239,000
北國フィナンシャルホールディングス	1,800	5,200.00	9,360,000
プロクレアホールディングス	2,100	1,959.00	4,113,900
あいちフィナンシャルグループ	2,400	2,448.00	5,875,200
あおぞら銀行	10,600	3,055.00	32,383,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,056,400	1,268.50	1,340,043,400
りそなホールディングス	211,800	828.30	175,433,940
三井住友トラスト・ホールディングス	30,300	5,631.00	170,619,300
三井住友フィナンシャルグループ	119,900	7,347.00	880,905,300
千葉銀行	47,000	1,087.50	51,112,500
群馬銀行	32,700	697.60	22,811,520
武蔵野銀行	2,200	2,763.00	6,078,600
千葉興業銀行	2,600	870.00	2,262,000
筑波銀行	7,400	266.00	1,968,400
七十七銀行	5,400	3,170.00	17,118,000
秋田銀行	1,100	2,018.00	2,219,800
山形銀行	1,900	1,136.00	2,158,400
岩手銀行	1,200	2,612.00	3,134,400
東邦銀行	13,300	282.00	3,750,600
東北銀行	500	1,150.00	575,000
ふくおかフィナンシャルグループ	13,500	3,579.00	48,316,500
スルガ銀行	14,900	633.00	9,431,700
八十二銀行	35,600	824.90	29,366,440
山梨中央銀行	1,700	1,662.00	2,825,400
大垣共立銀行	3,200	2,074.00	6,636,800
福井銀行	1,500	1,554.00	2,331,000
清水銀行	700	1,611.00	1,127,700
富山銀行	200	1,814.00	362,800
滋賀銀行	2,800	3,500.00	9,800,000
南都銀行	2,500	2,661.00	6,652,500
百五銀行	15,900	536.00	8,522,400

京都銀行	5,300	8,423.00	44,641,900
紀陽銀行	6,000	1,498.00	8,988,000
ほくほくフィナンシャルグループ	10,700	1,600.50	17,125,350
山陰合同銀行	10,600	968.00	10,260,800
鳥取銀行	400	1,405.00	562,000
百十四銀行	1,500	2,622.00	3,933,000
四国銀行	2,700	1,015.00	2,740,500
阿波銀行	2,400	2,292.00	5,500,800
大分銀行	1,000	2,718.00	2,718,000
宮崎銀行	1,100	2,778.00	3,055,800
佐賀銀行	1,000	2,034.00	2,034,000
琉球銀行	3,900	1,140.00	4,446,000
セブン銀行	60,400	310.90	18,778,360
みずほフィナンシャルグループ	243,900	2,541.00	619,749,900
高知銀行	400	1,020.00	408,000
山口フィナンシャルグループ	16,500	1,310.50	21,623,250
名古屋銀行	1,100	5,190.00	5,709,000
北洋銀行	25,600	361.00	9,241,600
大光銀行	300	1,341.00	402,300
愛媛銀行	2,300	982.00	2,258,600
トマト銀行	400	1,232.00	492,800
京葉銀行	7,700	692.00	5,328,400
栃木銀行	7,700	321.00	2,471,700
北日本銀行	600	2,325.00	1,395,000
東和銀行	3,100	630.00	1,953,000
福島銀行	1,200	241.00	289,200
大東銀行	400	738.00	295,200
トモニホールディングス	13,600	461.00	6,269,600
フィデアホールディングス	1,700	1,603.00	2,725,100
池田泉州ホールディングス	21,600	321.00	6,933,600
F P G	5,700	1,345.00	7,666,500
ジャパンインベストメントアドバイザー	1,400	1,693.00	2,370,200
マーキュリアホールディングス	600	834.00	500,400
S B I ホールディングス	24,600	3,148.00	77,440,800

日本アジア投資	900	272.00	244,800
ジャフコ グループ	5,600	1,645.00	9,212,000
大和証券グループ本社	120,600	863.10	104,089,860
野村ホールディングス	303,900	599.10	182,066,490
岡三証券グループ	14,800	695.00	10,286,000
丸三証券	5,600	836.00	4,681,600
東洋証券	5,600	321.00	1,797,600
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	18,400	485.00	8,924,000
光世証券	300	608.00	182,400
水戸証券	4,500	456.00	2,052,000
いちよし証券	2,900	703.00	2,038,700
松井証券	10,000	821.00	8,210,000
マネックスグループ	18,200	558.00	10,155,600
極東証券	2,100	929.00	1,950,900
岩井コスモホールディングス	1,900	1,747.00	3,319,300
アイザワ証券グループ	2,400	1,006.00	2,414,400
マネーパートナーズグループ	1,200	302.00	362,400
スパークス・グループ	1,900	1,507.00	2,863,300
小林洋行	500	242.00	121,000
かんぽ生命保険	19,600	2,520.50	49,401,800
SOMPOホールディングス	29,000	6,433.00	186,557,000
アニコム ホールディングス	5,700	615.00	3,505,500
MS&ADインシュアランスグループホール	34,300	5,495.00	188,478,500
第一生命ホールディングス	82,400	3,097.00	255,192,800
東京海上ホールディングス	166,700	3,465.00	577,615,500
T&Dホールディングス	45,300	2,468.00	111,800,400
アドバンスクリエイト	1,000	1,081.00	1,081,000
全国保証	4,400	4,911.00	21,608,400
あんしん保証	600	290.00	174,000
ジェイリース	400	2,060.00	824,000
イントラスト	400	944.00	377,600
日本モーゲージサービス	600	566.00	339,600
C a s a	400	867.00	346,800
アルヒ	2,100	915.00	1,921,500

プレミアグループ	2,800	1,593.00	4,460,400
ネットプロテクションズホールディングス	5,600	340.00	1,904,000
クレディセゾン	10,700	2,370.50	25,364,350
芙蓉総合リース	1,600	12,050.00	19,280,000
みずほリース	2,500	4,910.00	12,275,000
東京センチュリー	3,200	5,966.00	19,091,200
日本証券金融	6,200	1,435.00	8,897,000
アイフル	27,900	388.00	10,825,200
リコーリース	1,600	4,385.00	7,016,000
イオンフィナンシャルサービス	9,700	1,288.50	12,498,450
アコム	30,100	348.80	10,498,880
ジャックス	1,800	5,160.00	9,288,000
オリエントコーポレーション	4,400	1,160.00	5,104,000
オリックス	110,700	2,793.00	309,185,100
三菱HCキャピタル	65,800	996.00	65,536,800
九州リースサービス	500	1,036.00	518,000
日本取引所グループ	47,400	2,774.00	131,487,600
イー・ギャランティ	2,700	1,948.00	5,259,600
アサックス	500	691.00	345,500
NECキャピタルソリューション	800	3,250.00	2,600,000
大東建託	6,200	15,750.00	97,650,000
いちご	19,400	326.00	6,324,400
日本駐車場開発	17,900	213.00	3,812,700
スター・マイカ・ホールディングス	2,000	629.00	1,258,000
SREホールディングス	800	2,947.00	2,357,600
ADワークスグループ	2,800	263.00	736,400
ヒューリック	39,300	1,341.00	52,701,300
三栄建築設計	800	2,020.00	1,616,000
野村不動産ホールディングス	10,600	3,753.00	39,781,800
三重交通グループホールディングス	3,600	570.00	2,052,000
サムティ	2,700	2,372.00	6,404,400
ディア・ライフ	2,900	800.00	2,320,000
コーセーアールイー	400	1,023.00	409,200
地主	1,300	1,918.00	2,493,400

プレサンスコーポレーション	2,700	1,832.00	4,946,400
ハウスコム	200	942.00	188,400
JPMC	1,000	1,141.00	1,141,000
サンセイランディック	300	1,063.00	318,900
エストラスト	100	691.00	69,100
フージャースホールディングス	2,600	1,088.00	2,828,800
オープンハウスグループ	6,200	5,074.00	31,458,800
東急不動産ホールディングス	50,700	919.00	46,593,300
飯田グループホールディングス	14,400	2,486.50	35,805,600
イーランド	200	1,539.00	307,800
ムゲンエステート	700	1,093.00	765,100
ビーロッド	800	853.00	682,400
ファーストブラザーズ	200	1,252.00	250,400
And Doホールディングス	1,000	1,018.00	1,018,000
シーアールイー	900	1,584.00	1,425,600
プロパティエージェント	100	1,415.00	141,500
ケイアイスター不動産	800	4,620.00	3,696,000
アグレ都市デザイン	200	1,557.00	311,400
グッドコムアセット	1,600	1,046.00	1,673,600
ジェイ・エス・ビー	400	5,360.00	2,144,000
ロードスターキャピタル	1,100	1,856.00	2,041,600
テンポイノベーション	300	1,171.00	351,300
グローバル・リンク・マネジメント	200	2,215.00	443,000
フェイスネットワーク	300	1,464.00	439,200
パーク24	11,000	1,895.00	20,845,000
パラカ	600	1,979.00	1,187,400
三井不動産	72,000	3,294.00	237,168,000
三菱地所	101,800	1,955.00	199,019,000
平和不動産	2,700	3,980.00	10,746,000
東京建物	14,700	2,068.00	30,399,600
京阪神ビルディング	2,800	1,373.00	3,844,400
住友不動産	30,500	3,886.00	118,523,000
テーオーシー	3,000	642.00	1,926,000
東京楽天地	300	4,160.00	1,248,000
レオパレス21	19,000	328.00	6,232,000

スターツコーポレーション	2,400	2,921.00	7,010,400
フジ住宅	2,400	734.00	1,761,600
空港施設	2,000	565.00	1,130,000
明和地所	500	1,141.00	570,500
ゴールドクレスト	1,600	2,217.00	3,547,200
エスリード	800	3,025.00	2,420,000
日神グループホールディングス	2,700	540.00	1,458,000
日本エスコン	3,200	933.00	2,985,600
M I R A R T Hホールディングス	8,500	474.00	4,029,000
A V A N T I A	600	868.00	520,800
イオンモール	8,700	1,760.00	15,312,000
毎日コムネット	400	766.00	306,400
ファースト住建	500	1,241.00	620,500
カチタス	4,500	2,178.00	9,801,000
トーセイ	2,800	1,931.00	5,406,800
穴吹興産	200	2,001.00	400,200
サンフロンティア不動産	2,800	1,506.00	4,216,800
F Jネクストホールディングス	1,800	1,049.00	1,888,200
インテリックス	300	538.00	161,400
ランドビジネス	400	328.00	131,200
サンネクスタグループ	300	972.00	291,600
グランディハウス	900	639.00	575,100
日本空港ビルデング	6,000	6,337.00	38,022,000
明豊ファシリティワークス	600	730.00	438,000
L I F U L L	6,000	234.00	1,404,000
M I X I	4,000	2,371.00	9,484,000
ジェイエイシーリクルートメント	1,600	2,542.00	4,067,200
日本M&Aセンターホールディングス	30,200	719.50	21,728,900
メンバーズ	500	1,193.00	596,500
中広	200	441.00	88,200
UTグループ	2,600	2,231.00	5,800,600
アイティメディア	700	1,168.00	817,600
E・Jホールディングス	1,000	1,739.00	1,739,000
オープンアップグループ	5,300	1,835.00	9,725,500

コシダカホールディングス	5,300	1,175.00	6,227,500
アルトナー	300	1,795.00	538,500
パソナグループ	2,100	1,634.00	3,431,400
CDS	300	1,750.00	525,000
リンクアンドモチベーション	5,100	434.00	2,213,400
エス・エム・エス	6,700	2,545.50	17,054,850
サニーサイドアップグループ	400	812.00	324,800
パーソルホールディングス	194,200	243.40	47,268,280
リニカル	700	677.00	473,900
クックパッド	4,800	142.00	681,600
エスクリ	500	321.00	160,500
アイ・ケイ・ケイホールディングス	600	730.00	438,000
学情	900	2,013.00	1,811,700
スタジオアリス	900	2,076.00	1,868,400
シミックホールディングス	800	1,722.00	1,377,600
エプロ	300	758.00	227,400
NJS	400	3,005.00	1,202,000
総合警備保障	32,700	902.20	29,501,940
カカコム	12,900	1,517.00	19,569,300
アイロムグループ	600	1,900.00	1,140,000
セントケア・ホールディング	1,100	840.00	924,000
サイネックス	200	693.00	138,600
ルネサンス	1,200	890.00	1,068,000
ディップ	3,100	3,680.00	11,408,000
デジタルホールディングス	900	996.00	896,400
新日本科学	1,900	1,872.00	3,556,800
キャリアデザインセンター	200	1,948.00	389,600
ベネフィット・ワン	8,200	1,081.50	8,868,300
エムスリー	34,800	2,716.00	94,516,800
ツカダ・グローバルホールディング	800	440.00	352,000
プラス	100	704.00	70,400
アウトソーシング	11,300	1,155.00	13,051,500
ウェルネット	900	587.00	528,300
ワールドホールディングス	800	2,428.00	1,942,400
ディー・エヌ・エー	7,000	1,502.50	10,517,500

博報堂DYホールディングス	22,500	1,229.50	27,663,750
ぐるなび	3,200	316.00	1,011,200
タカミヤ	2,400	491.00	1,178,400
ジャパンベストレスキューシステム	900	709.00	638,100
ファンコミュニケーションズ	2,500	398.00	995,000
ライク	700	1,531.00	1,071,700
ビジネス・ブレイクスルー	400	396.00	158,400
エスプール	5,100	477.00	2,432,700
WDBホールディングス	900	2,042.00	1,837,800
ティア	700	457.00	319,900
CDG	100	1,298.00	129,800
アドウェイズ	2,400	553.00	1,327,200
バリューコマース	1,500	1,274.00	1,911,000
インフォマート	18,300	402.00	7,356,600
J Pホールディングス	5,100	337.00	1,718,700
CLホールディングス	400	806.00	322,400
プレステージ・インターナショナル	7,400	619.00	4,580,600
アミューズ	1,000	1,571.00	1,571,000
ドリームインキュベータ	500	2,655.00	1,327,500
クイック	1,300	2,103.00	2,733,900
TAC	600	209.00	125,400
電通グループ	17,300	4,400.00	76,120,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	400	996.00	398,400
ぴあ	600	3,680.00	2,208,000
イオンファンタジー	800	3,180.00	2,544,000
シーティーエス	1,900	699.00	1,328,100
ネクシィーズグループ	400	833.00	333,200
H. U. グループホールディングス	5,200	2,540.00	13,208,000
アルプス技研	1,700	2,535.00	4,309,500
日本空調サービス	1,900	786.00	1,493,400
オリエンタルランド	93,200	4,909.00	457,518,800
ダスキン	3,900	3,240.00	12,636,000
明光ネットワークジャパン	2,100	646.00	1,356,600
ファルコホールディングス	800	1,941.00	1,552,800
秀英予備校	300	403.00	120,900

ラウンドワン	14,700	560.00	8,232,000
リゾートトラスト	7,000	2,233.50	15,634,500
ビー・エム・エル	2,200	2,796.00	6,151,200
リソー教育	8,000	248.00	1,984,000
早稲田アカデミー	1,000	1,428.00	1,428,000
ユー・エス・エス	18,100	2,472.50	44,752,250
東京個別指導学院	2,100	490.00	1,029,000
サイバーエージェント	38,900	806.30	31,365,070
楽天グループ	150,700	613.10	92,394,170
クリーク・アンド・リバー社	1,000	2,107.00	2,107,000
SBIグローバルアセットマネジメント	2,900	561.00	1,626,900
テー・オー・ダブリュー	3,400	316.00	1,074,400
山田コンサルティンググループ	900	1,616.00	1,454,400
セントラルスポーツ	700	2,425.00	1,697,500
フルキャストホールディングス	1,700	1,882.00	3,199,400
エン・ジャパン	3,200	2,328.00	7,449,600
リソルホールディングス	100	4,815.00	481,500
テクノプロ・ホールディングス	10,400	3,253.00	33,831,200
アトラグループ	400	204.00	81,600
アイ・アールジャパンホールディングス	900	1,743.00	1,568,700
Keepers 技研	1,100	5,830.00	6,413,000
ファーストロジック	300	527.00	158,100
三機サービス	200	1,021.00	204,200
Gunosy	1,400	607.00	849,800
デザインワン・ジャパン	300	163.00	48,900
イー・ガーディアン	700	2,669.00	1,868,300
リブセンス	500	333.00	166,500
ジャパンマテリアル	5,400	2,294.00	12,387,600
ベクトル	2,800	1,243.00	3,480,400
ウチヤマホールディングス	500	357.00	178,500
チャーム・ケア・コーポレーション	1,500	1,170.00	1,755,000
キャリアリンク	600	2,427.00	1,456,200
I B J	1,300	635.00	825,500
アサンテ	900	1,578.00	1,420,200

バリューHR	1,500	1,268.00	1,902,000
M&Aキャピタルパートナーズ	1,400	2,680.00	3,752,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	600	1,045.00	627,000
E R I ホールディングス	300	1,983.00	594,900
アビスト	200	3,305.00	661,000
シグマクス・ホールディングス	2,700	1,573.00	4,247,100
ウィルグループ	1,500	1,084.00	1,626,000
エスクロー・エージェント・ジャパン	1,200	146.00	175,200
メドピア	1,500	1,019.00	1,528,500
レアジョブ	200	1,031.00	206,200
リクルートホールディングス	130,300	4,609.00	600,552,700
エラン	2,300	819.00	1,883,700
土木管理総合試験所	500	338.00	169,000
日本郵政	211,900	1,197.50	253,750,250
ベルシステム24ホールディングス	2,400	1,580.00	3,792,000
鎌倉新書	2,000	624.00	1,248,000
SMN	300	421.00	126,300
一蔵	100	584.00	58,400
グローバルキッズCOMPANY	200	637.00	127,400
エアトリ	1,300	2,125.00	2,762,500
アトラエ	1,000	1,050.00	1,050,000
ストライク	700	3,355.00	2,348,500
ソラスト	4,800	620.00	2,976,000
セラク	500	1,298.00	649,000
インソース	3,800	1,035.00	3,933,000
ベイカレント・コンサルティング	13,900	4,998.00	69,472,200
Orchestra Holdings	400	1,041.00	416,400
アイモバイル	800	1,321.00	1,056,800
キャリアインデックス	400	316.00	126,400
MS-Japan	400	1,121.00	448,400
船場	200	921.00	184,200
ジャパンエレベーターサービスホールディング	6,300	2,195.00	13,828,500
フルテック	200	1,187.00	237,400

グリーンズ	400	1,738.00	695,200
ツナググループ・ホールディングス	300	824.00	247,200
GameWith	400	324.00	129,600
MS&Consulting	100	699.00	69,900
ウェルビー	1,200	641.00	769,200
エル・ティー・エス	200	4,055.00	811,000
ミダックホールディングス	1,100	1,905.00	2,095,500
日総工産	1,300	775.00	1,007,500
キュービーネットホールディングス	800	1,620.00	1,296,000
RPAホールディングス	2,400	321.00	770,400
スプリックス	300	809.00	242,700
マネジメントソリューションズ	800	2,813.00	2,250,400
プロレド・パートナーズ	400	461.00	184,400
and factory	300	347.00	104,100
テノ.ホールディングス	100	592.00	59,200
フロンティア・マネジメント	400	1,383.00	553,200
ピアラ	200	446.00	89,200
コプロ・ホールディングス	400	1,217.00	486,800
ギークス	200	735.00	147,000
アンビスホールディングス	1,900	2,603.00	4,945,700
カーブスホールディングス	4,800	706.00	3,388,800
フォーラムエンジニアリング	1,000	1,315.00	1,315,000
Fast Fitness Japan	600	1,380.00	828,000
ダイレクトマーケティングミックス	1,800	468.00	842,400
ポピンズ	300	1,241.00	372,300
LITALICO	1,400	2,008.00	2,811,200
コンフィデンス・インターワークス	100	1,620.00	162,000
アドバンテッジリスクマネジメント	500	459.00	229,500
リログループ	9,800	1,618.50	15,861,300
東祥	1,200	1,139.00	1,366,800
ID&Eホールディングス	1,100	3,575.00	3,932,500
ビーウィズ	400	2,404.00	961,600
TREホールディングス	3,700	1,205.00	4,458,500
人・夢・技術グループ	700	1,646.00	1,152,200

大栄環境	4,500	2,109.00	9,490,500
日本管財ホールディングス	1,800	2,569.00	4,624,200
M&A総研ホールディングス	800	3,440.00	2,752,000
エイチ・アイ・エス	5,100	1,806.00	9,210,600
ラックランド	800	2,998.00	2,398,400
共立メンテナンス	3,000	6,222.00	18,666,000
イチネンホールディングス	1,900	1,437.00	2,730,300
建設技術研究所	900	4,495.00	4,045,500
スペース	1,100	927.00	1,019,700
燦ホールディングス	1,500	1,048.00	1,572,000
スバル興業	100	12,130.00	1,213,000
東京テアトル	400	1,119.00	447,600
タナベコンサルティンググループ	500	1,127.00	563,500
ナガワ	500	6,960.00	3,480,000
東京都競馬	1,500	4,020.00	6,030,000
常磐興産	400	1,292.00	516,800
カナモト	2,700	2,626.00	7,090,200
ニシオホールディングス	1,600	3,530.00	5,648,000
トランス・コスモス	2,200	3,195.00	7,029,000
乃村工藝社	7,700	954.00	7,345,800
藤田観光	700	4,800.00	3,360,000
KNT-CTホールディングス	1,100	1,341.00	1,475,100
トーカイ	1,600	1,900.00	3,040,000
白洋舎	200	2,640.00	528,000
セコム	17,900	10,140.00	181,506,000
セントラル警備保障	900	3,125.00	2,812,500
丹青社	3,400	935.00	3,179,000
メイテック	6,900	2,704.00	18,657,600
応用地質	1,600	2,493.00	3,988,800
船井総研ホールディングス	3,700	2,610.00	9,657,000
進学会ホールディングス	400	290.00	116,000
オオバ	700	953.00	667,100
いであ	300	1,720.00	516,000
学究社	700	2,037.00	1,425,900
ベネッセホールディングス	6,600	1,829.50	12,074,700

	イオンディライト	1,900	3,290.00	6,251,000	
	ナック	700	968.00	677,600	
	ダイセキ	3,600	4,000.00	14,400,000	
	ステップ	600	1,734.00	1,040,400	
	小計 銘柄数：2,138			56,380,562,950	
	組入時価比率：97.1%			100.0%	
	合計			56,380,562,950	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月29日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月29日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	1,526,986,300	—	1,510,275,000	△16,743,475
合計	1,526,986,300	—	1,510,275,000	△16,743,475

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

トピックス・インデックス・オープン

2023年10月31日現在

I 資産総額	23,007,786,617円
II 負債総額	27,640,362円
III 純資産総額 (I - II)	22,980,146,255円
IV 発行済口数	22,217,627,915口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0343円

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

2023年10月31日現在

I 資産総額	59,459,460,880円
II 負債総額	2,655,395,576円
III 純資産総額 (I - II)	56,804,065,304円
IV 発行済口数	31,572,029,329口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7992円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年11月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

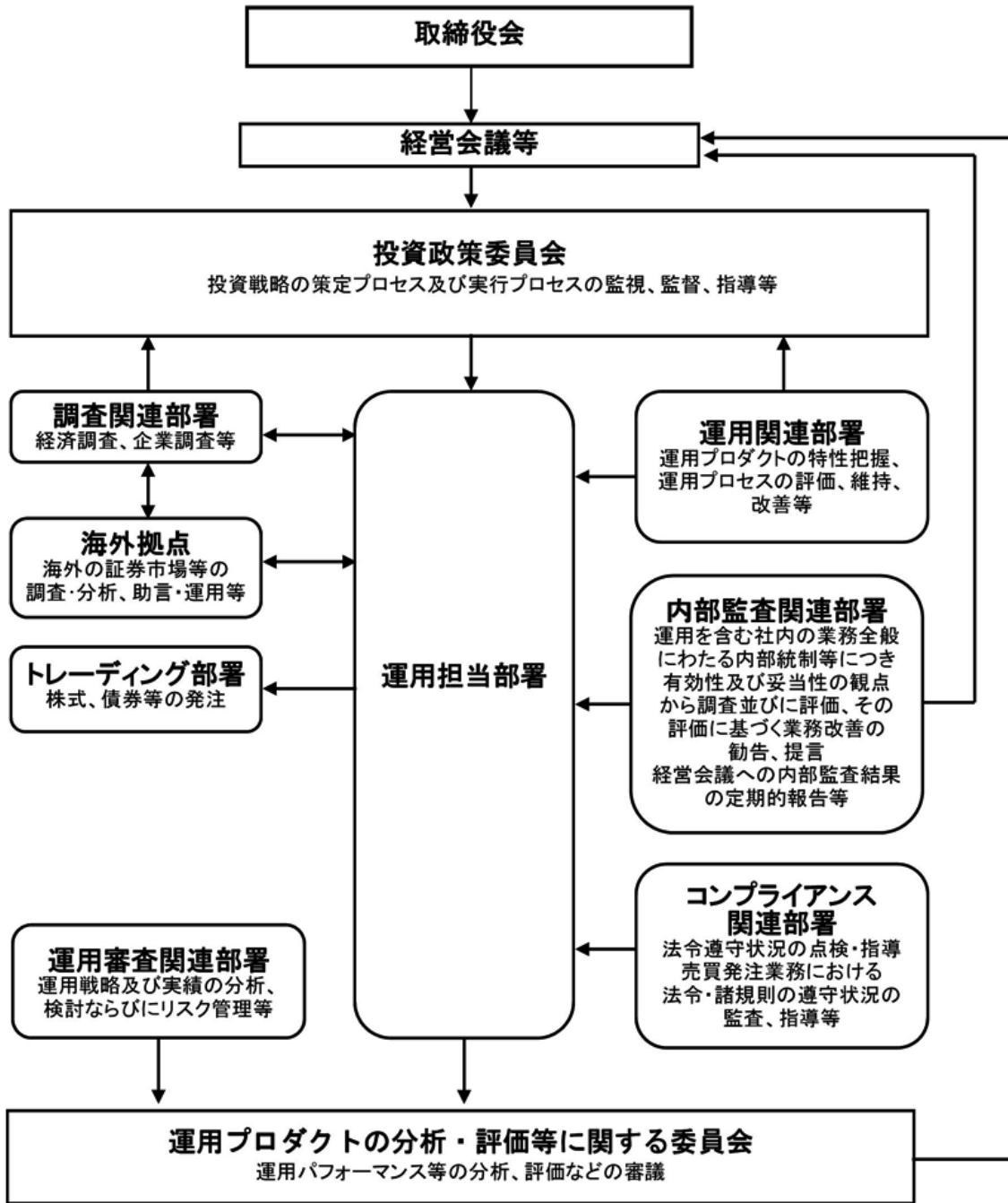
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年10月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,010	44,169,060
単位型株式投資信託	181	663,174
追加型公社債投資信託	14	6,613,322
単位型公社債投資信託	470	945,992
合計	1,675	52,391,547

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
経常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="670 929 1037 1030"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、当社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>20,314</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,378</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,927</u>
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>653</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率 1.4%

退職一時金制度の割引率 1.1%

長期期待運用収益率 2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
期首残高		1,371		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-	
資産除去債務の履行による減少		△296		-
期末残高		1,123		1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(トピックス・インデックス・オープン)

運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

トピックス・インデックスマザーファンド受益証券（以下「受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 受益証券への投資制限

受益証券への投資には、制限を設けません。

スワップ取引は約款第20条の2の範囲で行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、原則として利子・配当収入等を中心として委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
トピックス・インデックス・オープン
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みみず。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金174.4755億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金3,500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われみず。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については174.4755億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に

再分割できるものとします。

③ <削除>

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にか

かる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第34条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1万口単位または当該取得申込の金額(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合においては、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者とその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、1万口単位または当該取得申込の金額(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応ずるものとします。

② 販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項および第3項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第34条の2の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券

の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 14 条 (削除)

第 15 条 (削除)

第 16 条 (削除)

第 17 条 (削除)

第 18 条 (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 19 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトピックス・インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
3. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
4. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 20 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 20 条の 3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

第20条の4 (削除)

(信託業務の委託等)

第20条の5 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約を請求することの指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 24 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 26 条 信託終了時まで金額を見積ることのできる未収入金があるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 27 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 30 日から翌年 9 月 29 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当

日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用および監査費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額

(以下「利子等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② <削除>

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第32条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金

(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第34条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第34条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に応じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第35条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除く。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとし、当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第37条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終

了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑥ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

⑦ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第34条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については第34条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第36条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもってその受益権を買取ります。

② 前項の場合、受益権の買取価額は、当該受益権の買取約定成立の日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取消することができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取を受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（前条の販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部

解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ <削除>

⑧ <削除>

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が50億口を下ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受託者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 43 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 43 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承認させることがあります。

③ <削除>

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 43 条の 2 第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 38 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第 38 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 45 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 45 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 46 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 34 条第 8 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 18 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和 63 年 9 月 30 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(トピックス・インデックスマザーファンド)

運用の基本方針

約款第 11 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

投資成果を東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) にできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

- ① 投資対象銘柄の中から、原則として 300 銘柄以上に分散投資を行ないます。
- ② 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則としてポートフォリオにおける時価構成を東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行ないます。
- ③ 株式の組入比率は高位を保ちます。

非株式割合 (株式以外の資産への投資割合) は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等は、約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
トピックス・インデックスマザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みません。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金174.4755億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第30条、第31条、第32条第1項および第34条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については、174.4755億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 6 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第 7 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行、種類および譲渡の禁止)

第 8 条 委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 9 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 10 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第12条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

第13条 <削除>

(信用取引の指図範囲)

第13条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証

券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第14条の3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(混蔵寄託)

第15条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第15条の2 (削除)

(信託業務の委託等)

第15条の3 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 16 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 18 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 19 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 20 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 21 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 26 日から翌年 9 月 25 日までとします。ただし、初年度の計算期間は、昭和 63 年 9 月 30 日から昭和 64 年 9 月 25 日までとします。

(信託財産に関する報告)

第 22 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用)

第23条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第24条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第25条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第26条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第27条 受託者は、信託が終了したときは、償還金の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第28条 委託者は受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第29条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行います。解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第30条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第31条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第35条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第32条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第35条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第33条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第34条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第35条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第35条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 35 条の 2 第 30 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 30 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 30 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 35 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 35 条の 4 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(信託期間の延長)

第 35 条の 5 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 36 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 37 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和 63 年 9 月 30 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社